

令和6年度版



岡山県の 運輸産業

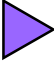




国土交通省中国運輸局岡山運輸支局
(本庁舎・玉野庁舎・水島海事事務所)



独立行政法人自動車技術総合機構
中国検査部岡山事務所

目次

	トピックス	
	5年ぶりにバス教室が復活！	2
	日本版ライドシェア	3
	旅客自動車運送事業運輸規則の改正について	4
	ラストワンマイル・モビリティに係る改正について	5
	トラックの標準的運賃が改定されました！	6
	物流の2024年問題に直面して	7
	2025年4月より、車検を受けられる期間が延びます	8
	OBD検査始まりました！	9
	海事イベント情報(玉野庁舎)	10
	海事イベント情報(水島海事事務所)	11
	交通政策関係業務	
	交通企画業務	13
	倉庫業務	14
	自動車関係業務	
	自動車輸送業務	
	旅客自動車運送事業	
	概要	16
	一般乗合旅客自動車運送事業	17
	一般貸切旅客自動車運送事業	18
	一般乗用旅客自動車運送事業	19
	貨物自動車運送事業	20～21
	監査業務	22
	自動車登録業務	23～24
	自動車検査業務	
	検査・整備保安関係業務	25
	自動車の審査業務	26

目次



海事関係業務

船舶輸送業務

旅客航路事業	28~29
港湾運送事業	30
内航海運業	31

造船業務

造船業・船用工業	32~33
----------	-------

船舶検査業務

船舶検査・測度業務	34~35
-----------	-------

船員関係業務	36~37
--------	-------

監査業務

運航労務監理業務	38~39
外国船舶監督業務	40

海事振興業務

モーターボート競走事業	41
海事思想普及への取り組み等	42~43



参考資料

倉庫業統計資料	45~46
登録統計資料	47~48
整備・保安統計資料	49~50
内航海運業統計資料	51
岡山県内の船員の現状	52
求人・求職状況	53
外国船舶監督実績	54



岡山運輸支局・中国検査部岡山事務所の概況

沿革	56
組織及び主な業務	57
所在地・連絡先・管轄	58~59

トピックス

5年ぶりにバス教室が復活！

令和元年度の開催以来、5年ぶりにバス教室を開催しました。バス教室とは、公共交通の未来の利用者である小学生にバスの乗車方法等を実際に体験してもらい、バスを利用してもらうという主旨のイベントです。岡山市・バス事業者のご協力の下実施しています。

【バス教室の主なプログラム】

1. バスの基礎知識

車いすでのスロープを使った乗降体験、バスのマナー等に関するクイズ、バスのインターホン体験などを通じてバスの基礎知識を学習する。



2. 乗車体験

整理券を取りバスに乗車。乗車中の注意事項について学び、降車する際に必要な運賃額(小児運賃は大人運賃の半額であること)や支払方法、降車方法を学習する。



3. 死角体験

バスの運転席に座り、運転席から見えるカラーコーンと実際に置いてあるカラーコーンの数の差を確認し、バスの前方には死角があることを体感。交通事故に遭わないためにもバスの前後は急に横切ってはいけないことを学習する。



※灰色の範囲は運転席から見えない部分(死角)

(バリアフリーについて)

バリアフリーの観点から、優先席や入口に段差があるバス(ツーステップバスやワンステップバス)と段差がないバス(ノンステップバス)の違いを学ぶ。

普段見ることの出来ない非常口の見学や、降車ボタンを押す動作の際に、子供たちが嬉しそうに体験しているのが印象的でした!!! (担当者)

日本版ライドシェア

地域交通の「担い手」「移動の足」不足解消のため、令和6年3月タクシー事業者管理の下で、地域の自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする日本版ライドシェア(自家用車活用事業)が創設されました。

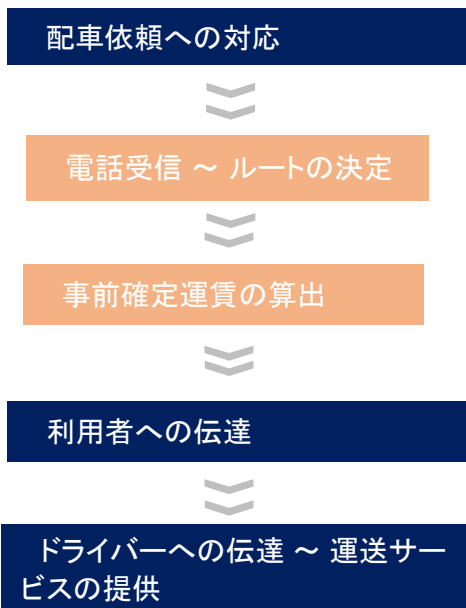
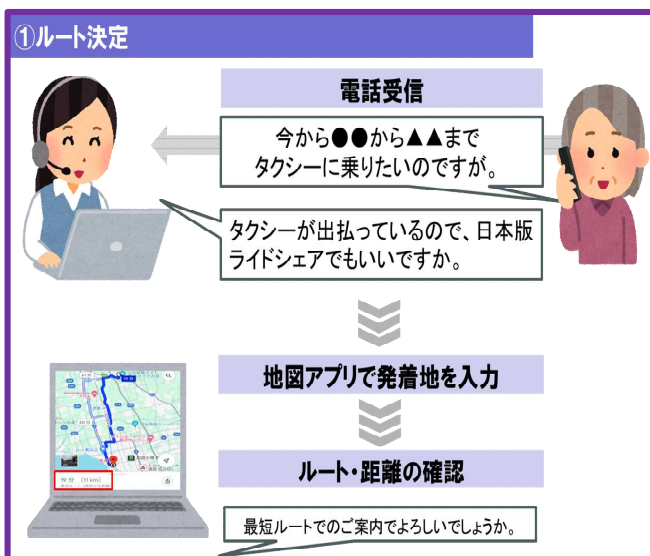
【概要】

- ・タクシーが不足する曜日・時間帯に**タクシーの補完**として、**タクシー事業者管理の下**白ナンバーで**一般ドライバーによる有償の運送**を許可するものです。
- ・岡山県では、基本的に「金曜日の16時台から翌5時台」をタクシーが不足する曜日・時間帯とみなします。ただし、自治体・事業者からの申し出があれば、地域の実情に応じてタクシー不足の曜日・時間帯を設定することも可能です。

運転者
一種免許でも可(初心者マークが不要な者に限る) タクシー運転者と同等の研修や指導を行う。
車両
自家用ドライバーが使用権限を有する自家用車、 タクシー会社が用意する車両(自家用車及びタクシー遊休車両)いずれも可 自家用車活用事業の用に供する車両であることを外部に見えやすく表示



【利用イメージ】・配車アプリからの配車と、アプリを使用しない配車方法があります。
(例) ～アプリを使用しない配車方法～



旅客自動車運送事業運輸規則の改正について




令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故を受け、二度と悲惨な事故を発生させないように貸切バスの更なる安全性向上に向けて令和5年10月に旅客自動車運送事業運輸規則の改正が行われ、令和6年4月から施行されました。

改正内容

(1) 帳票類の記録・保存について

重大事故を起こした貸切バス事業者の大半は、点呼の未実施など運行管理が不十分。

貸切バス事業者において、改ざん・不正防止を含む確実な運行管理の実施を図るため、「デジタコ装着の義務化」、「アルコール検知時の画像記録保存の義務化」、「点呼記録の動画保存の義務化」等を令和6年4月以降、順次実施。

	運行記録計	アルコール検知	点呼記録
改正前	アナタコ or デジタコ	呼気中のアルコールを検知	紙や電磁的方法で 1年間保存
制度改正後 (令和6年4月※) <small>※ 一部の施行は令和7年4月</small>	デジタコのみ 	呼気中のアルコールを検知 + 使用時の画像記録 	電磁的方法で3年間保存 + 動画(音声含む)で 点呼の様子を撮影の上、 90日間保存  監査や巡回指導※において、 確実に点呼が行われているか確認

(2) 安全取組の公表内容の拡充

貸切バス事業者に、インターネット等で公表が義務付けられている安全取組の内容として、運転者に対して行う安全運転の実技指導を追加。

旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項について

(7) 輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況	
改正前	改正後
(運転者、運行管理者、整備管理者それぞれに対する教育及び研修の直近事業年度における年間実施回数)	(運転者、運行管理者、整備管理者それぞれに対する教育及び研修の直近事業年度における年間実施回数、 初任運転者に対して行う必要のある添乗による安全運転の実技指導については、実施日程、ルート、車種区分、実技指導の具体的な内容、添乗者の指導歴)

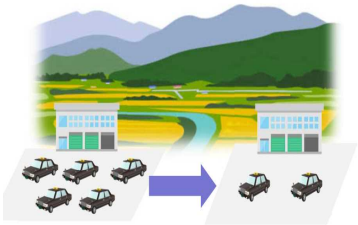
改正した運輸規則等は以下 URL から確認いただくことができます。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000152.html



ラストワンマイル・モビリティに係る改正について

交通不便地域における持続的で利便性の高い交通サービスの実現を図るため、タクシー・乗合タクシー・自家用有償旅客運送の分野で、12項目に及ぶ制度の運用改善が行われました。

① 営業所ごとの法人タクシー車両の最低車両台数の緩和



最低車両台数の緩和を認めることで、柔軟に事業の維持や新規参入を行うことができるようになる。

② 営業所等の施設設置要件の緩和

制度の改善内容

- 使用権原の期間に関する要件の緩和
- 休憩施設・車庫の営業所の距離に関する要件の緩和
- 休憩施設・車庫を専用の区画にする要件の緩和



一角を営業所、休憩施設や車庫として活用

使用権原の期間に関する要件、営業所と休憩施設・車庫の距離に関する要件を緩和することで、機動的なサービスの提供を可能とし、施設等の有効活用を促進する。

③ 運行管理のDXの推進



人手不足が深刻になっており、事業者内の運行管理業務の一元化等の導入に向けて、実証実験を実施しながら、制度整備に向けて検討を進めていく。

④ 地方部にUターン等した個人タクシー事業の経験者の活用



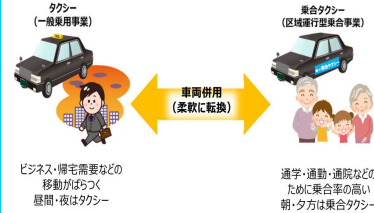
人口が30万人未満の地域において、法人タクシー事業者による運行管理のもと、個人タクシーのUターン・Iターン営業を認めることとする。

⑤ タクシー事業者による乗合タクシー展開にあたっての法令試験免除



タクシー事業者が既に乗合タクシー事業の実施に必要な法令知識を有していることに鑑み、タクシー事業者が乗合タクシー事業を行う場合は、法令試験を免除とする。

⑥ タクシーと乗合タクシーの事業用車両の併用の柔軟化



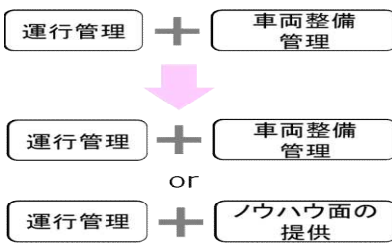
乗合タクシー事業とタクシー事業の車両の併用をより柔軟化することで、時間帯に応じて効率的に車両を運用できるようにする。

⑦ 乗合タクシー事業における補完的な自家用車の活用



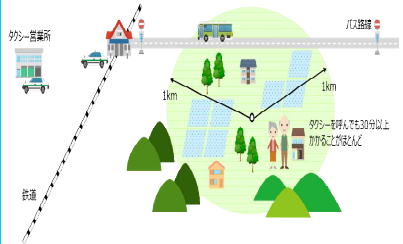
過疎地域においては、地域公共交通会議等の協議が調った場合、輸送力を補完するために必要な範囲に限り、許可を受けた自家用車を活用することができることとする。

⑧ 事業者協力型自家用有償旅客運送の活用促進



事業者協力型自家用有償について、ノウハウ面の提供等に交通事業者が協力する場合も認めることで、より一層の活用促進を図る。

⑨ 交通空白地の目安の設定及び「地域交通の把握に関するマニュアル」の活用促進



交通空白地の目安がなく、交通会議等の協議が難航する場合がある。そこで、目安を設定し、「地域交通の把握に関するマニュアル」を改めて自治体等に周知する。

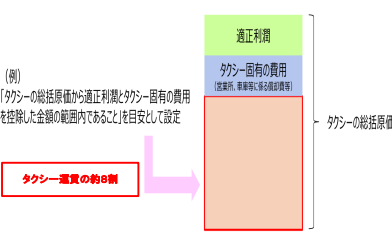
⑩ 「地域交通の検討プロセスガイドライン」の活用促進



地域公共交通会議等での周知・説明自治体職員に対する講習

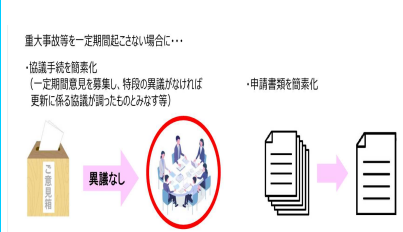
「地域交通の検討プロセスに関するガイドライン」について、改めて自治体等に周知を図り、活用を促す。

⑪ 自家用有償旅客運送に係る「運送の対価」の目安の適正化



従来の「当該地域におけるタクシーの上限運賃の概ね1/2の範囲内であること」という目安を廃止し、実費を適切に収受できるよう目安を新たに設定する。

⑫ 自家用有償旅客運送に係る更新登録手続の簡素化



一定の安全性が担保されている自家用有償運送者については、更新登録手続を簡素化し、負担を軽減する。

トラックの標準的運賃が改定されました！

実運送事業者が収受すべき適正な運賃水準として令和2年4月に告示された標準的運賃について、荷待ち・荷役の費用や燃料費高騰分を荷主に適正に転嫁できるよう、令和6年3月に改定を行いました。

主な改定ポイント

①荷主等への適正な転嫁

- ・運賃表を改定し、平均8%の運賃引き上げ
- ・燃料サーチャージの燃料費基準価格を100円から120円に引き上げ
- ・現行の待機時間料に加え、積込料・取卸料の水準を提示
- ・荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、割増率5割を加算
- ・有料道路利用料(高速道路料金等)を個別に明記

②多重下請構造の是正

- ・下請け手数料(運賃の10%を別に収受)を設定

③多様な運賃・料金設定

- ・共同輸配送等を念頭に「個建運賃」を設定
- ・速達割増や有料道路を利用しない場合の割増等を設定
- ・特殊車両割増の対象を追加

改定内容の詳細、Q&Aなどはこちらからご覧いただけます！
(国土交通省HP)



上記改定を受けて

「トラック輸送における取引環境・労働時間改善岡山県地方協議会」(事務局:岡山運輸支局、岡山労働局、岡山県トラック協会)では、荷主関係団体に対しトラック事業者から運賃交渉の申し出があった際には交渉に応じていただくよう要請を行いました。

【要請日】 令和6年5月29日(水)

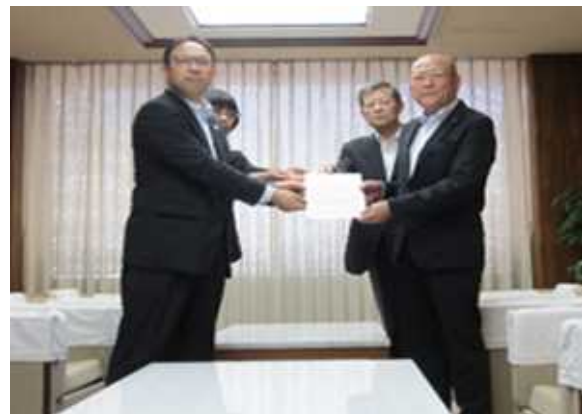
【要請先】 岡山県商工会議所連合会・岡山県経営者協会・岡山県商工会連合会
岡山県中小企業団体中央会・岡山県経済団体連絡協議会

【要請のポイント】

荷主企業や荷主関係団体も構成員として参加している「トラック輸送における取引環境・労働時間改善岡山県地方協議会」名による関係者が一丸となった要請であること。

【要請先の反応】

- 会報誌やメールマガジンで会員企業に対して周知いただいた。
- 「2024年問題」は運送事業者だけの問題ではなく荷主企業も一緒に取り組むべき問題であると再認識いただいた。



物流の2024年問題に直面して

2024年問題に直面する運送事業者は解決に向けた取組が求められています。しかし、2024年問題の解決には運送事業者だけでなく、荷主等、運送に関わる事業者の協力も不可欠であり、対策が強化されています。

【2024年問題】

2024年4月から自動車運転業務等にかかる時間外労働の上限規制と拘束時間規制が適用され、「輸送能力の減少」「会社の利益減少」「ドライバーの収入減少」などの問題が生じています。

解決のためには、運送事業者による運行形態の見直しや働きやすい職場環境づくりや**荷主の理解**なども必要です。



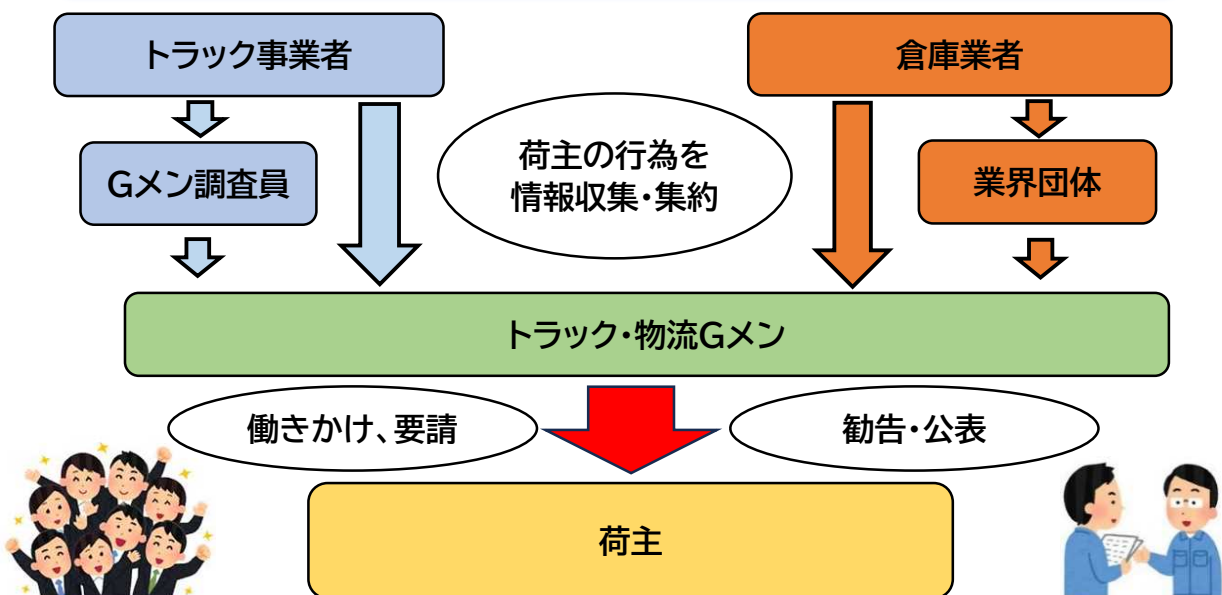
【2024年問題に対するトラック事業者の声】

- ・拘束時間等の規制がされ、輸送能力は大幅に減少した。
- ・拘束時間が長くなる原因の一つに、**長時間の荷待ち**がある。



【Gメン活動の強化】

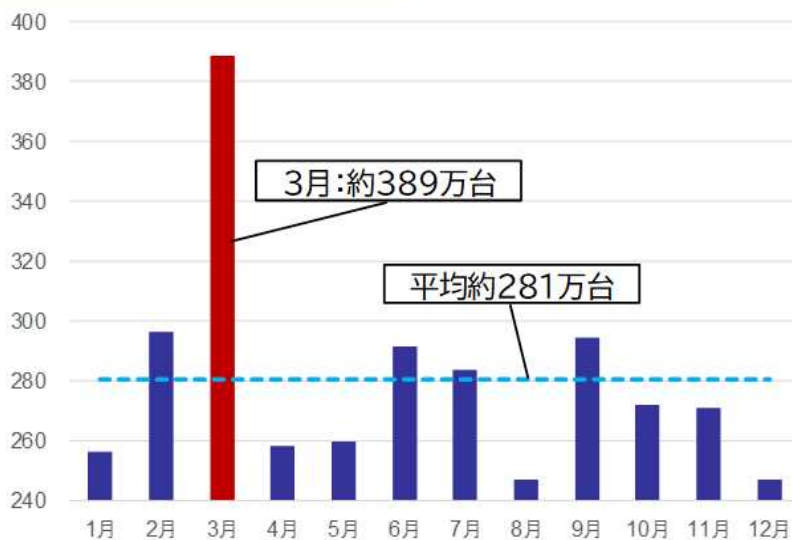
2023年7月に「トラックGメン」が創設され、**荷主企業・元請け事業者**の監視が強化されましたが、2024年8月には各都道府県のトラック協会から「Gメン調査員」166名が選任され、さらに2024年11月にはトラックGメンが「**トラック・物流Gメン**」へ改組され、**倉庫業者**からも情報収集を行う体制へと強化されました。総勢360名の規模となっています。



2025年4月より、車検を受けられる期間が延びます

年度末における車検の混雑緩和と自動車整備士の働き方改善のため、車検証の有効期間満了日の「**2か月前**」から車検を受けられるようになりました。

月別の車検台数



月別車検台数[万台](2019年から2023年までの5年間にける平均)

現在、車検は「有効期間満了日の1か月前から満了日までの間」に受検した場合、残存する旧車検証の有効期間を失うことなく新車検証に更新できますが、車検需要が年度末に集中しているため、この時期はユーザーが整備や車検の予約が取りづらく、自動車整備士も残業・休日出勤に追われるという問題が生じています。今回の改正は、このような問題を解消することを目的としています。

車検の受検可能期間の拡大(今次改正)

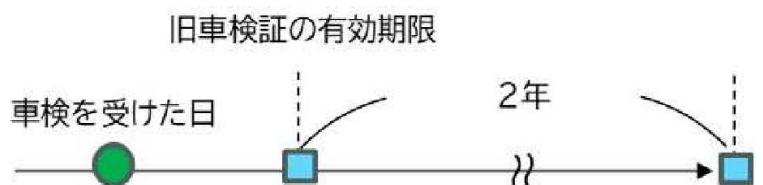
※自家用乗用車の2回目以降の車検の例

【現行】

車検証の**有効期限前1か月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。

【改正後】

車検証の**有効期限前2か月以内**に受検すると、新車検証の有効期限を旧車検証の有効期限から2年間とすることができる。



OBD検査が始まりました！

OBD検査とは・・・近年、衝突被害軽減ブレーキなど自動運転技術の進化・普及が急速に進展しています。しかし、故障した場合には誤作動による重大事故等に繋がる恐れがあるため、自動車検査等を通じた機能確認が必要となることから車載式故障診断装置(OBD)を活用した検査が始まりました。

OBD 検査 はじまります！

プレ運用 令和 5 年 10 月～
OBD検査開始 令和 6 年 10 月～
※ 輸入車は 令和 7 年 10 月～

OBD検査が必要かどうかの確認



車検証の備考欄に「OBD検査対象」と記載があります。

⚠️ 記載があっても以下の場合は検査不要です

- ▶ 検査日が令和 6 年 9 月 30 日以前 (輸入車は令和 7 年 9 月 30 日以前)
- ▶ 検査日が型式指定年月日から 2 年を経過していない
- ▶ 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して 10 ヶ月を経過していない



OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリで自動判定されます。

プレ運用
期間は？

全て「検査不要」と判定されますが、「OBD確認」モードであれば「実行」ボタンを押してOBD確認を行うことができます。

OBD検査の流れ

- 1 特定 DTC 照会アプリを起動
- 2 「OBD 検査」か「OBD 確認」を選択
法令に準拠して検査を実施する場合は「OBD 検査」を選択してください。
- 3 車両情報の入力
二次元コードリーダー、IC タグリーダーがあると便利です。
- 4 検査の実施
▶ 原動機停止
▶ 検査用スキャンツールを接続
▶ 原動機始動
電気自動車、ハイブリッド車は
▶ READY
▶ 検査「実行」
OBD 検査は、原動機 ON または「READY」で実施
- 5 検査結果の確認
『適合』の例 『不適合』の例

海事イベント情報

令和6年5月18日～19日に開催された第27回たまの・港フェスティバルに出展しました。会場には2日間とも多くの方が訪れ、合計で2.5万人が訪れる盛況ぶりでした。



運輸局のブースにもたくさんの方に来ていただきました。

小型船舶操縦免許証第08633142660003号

Permit of Boats Operator



氏名 のりたろう
 平成29年8月2日生
 好きなもの
 のりもの
 将来

資格・限定等
一般
特殊
特定

将来の夢が叶うまで有効

免許証交付日 令和6年5月18日 岡山運輸支局次長

免許登録日 令和6年5月18日



免許証作り体験やVR造船所見学、顔出しパネルの設置を行いました。



海事イベント情報

令和6年6月1日～2日に開催された第10回玉島ハーバーフェスティバルに出展しました。会場には多くの方が訪れ、運輸局のブースにもたくさんの方に来ていただきました。



海事産業に関する資料や
ペーパークラフトの配布も
行いました。

コンテナによるクレーンゲーム
を設置しました。



2日間とも大盛況でした！

交通政策 關係業務

交通企画業務

地域公共交通の確保・活性化に向けた取り組み

中国運輸局では、地域における公共交通のマスタープランである「地域公共交通計画」の策定促進や、地域の様々な関係者との連携・協働(共創)により、利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通の実現に向けて取り組んでいます。

未来へ残そう わたしたちの公共交通



交通に関する主な国の補助金・各種支援制度

共創モデル実証運行事業

交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)によりその維持・活性化に取り組む実証事業を支援します。



早島町 AIデマンド交通

地域公共交通確保維持改善事業

地域の暮らしや産業に不可欠な交通サービスの確保・充実にに向けた取り組みを支援します。

地域の実情に応じた生活交通の確保維持

過疎地域等のコミュニティバスやデマンドタクシーや離島航路等の運行(運航)費補助、車両購入費補助、貨客混載導入経費補助等

快適で安全な公共交通の実現

ノンステップバスやUDタクシーの導入、点字ブロックの整備等、車両、駅、バスターミナル等のバリアフリー化の支援、安全性向上のための施設更新等

交通DX・GXの推進

自動運転・AI オンデマンド交通等AI/デジタル技術を用いたアプリの導入
EV 車両・グリーンスローモビリティ等脱炭素化に寄与する新たなモビリティの導入



備前市 自動運転実証運行

訪日外国人旅行者の受入環境整備、鉄道関係等、その他支援メニューや補助金の詳細はQRコードから見るができます。中国運輸局HP→



倉庫業務

倉庫業とは、「寄託を受けた物品を倉庫において保管する事業」であり、国民生活・経済活動に欠かせない様々な物品を、大量かつ安全に保管する役割を担っています。日々の生活を支える物流において、倉庫は生産者と消費者を結ぶ結末点となっています。

倉庫の種類

保管する物品によって倉庫の形態は異なり、中でも工業品等の保管を中心とする1～3類倉庫は登録面積数が最も大きく平成26年度以降は年々増加しています。

- ※1～3類倉庫は建屋型の倉庫で、施設・設備基準の差違から3種類に分かれる。
- ・1類倉庫は、冷蔵倉庫、危険品倉庫で保管する必要がある物品以外の物品の保管が可能。
 - ・2類倉庫は、1類倉庫に比べ防火、耐火性能が不要。
 - ・3類倉庫は、2類倉庫に防水、防湿性能等が不要。

(令和5年度末)

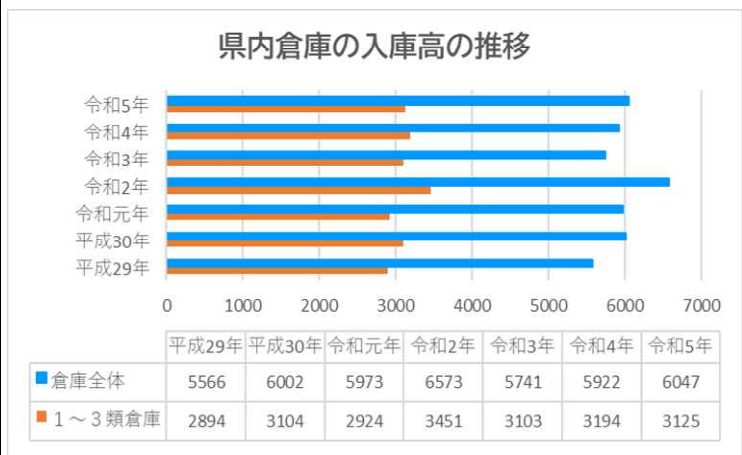
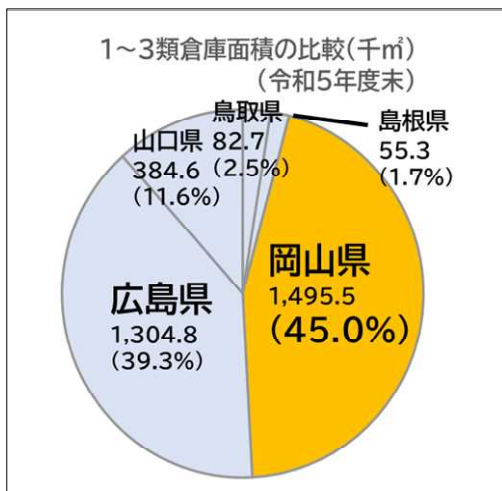
岡山県の登録倉庫面積(容積)		
普通倉庫	1類倉庫	1495.5千㎡
	2類倉庫	
	3類倉庫	
	野積倉庫	108.3千㎡
	貯蔵糟倉庫	597.4千㎡
	危険品倉庫	6.0千㎡/17.5千㎡
	水面倉庫	—
	冷蔵倉庫	494.9千㎡



営業倉庫内部の様子(株式会社岡田商運)

岡山県の倉庫

岡山県では岡山自動車道、山陽自動車道及び瀬戸中央自動車道など交通の結節点としての地理的な優位性から県内のIC近接地への物流団地の整備が行われました。県内の**1～3類倉庫の所管面積は中国管内で最大**であり、岡山県は大きな物流拠点となっています。



単位：千トン

(注)九州運輸局の管轄に属する下関市、宇部市、長門市及び山陽小野田市を除く

倉庫資料編45-46ページ

自動車 関係業務

旅客自動車運送事業

自動車を使用して旅客運送をする行為は「道路運送法」により規定されています。
有償で旅客を運送する事業を行うことは、国土交通大臣の許可が必要になり、主に次の事業に分かれています。

旅客自動車運送事業の概要

旅客自動車 運送事業

一般乗合旅客自動車運送事業（乗合バス等）

- ・ **乗合旅客**を運送する一般旅客自動車運送事業

路線定期運行

- ・ 路線バス、コミュニティバス等

路線不定期運行

- ・ 観光需要対応乗合タクシー等

区域運行

- ・ デマンド型乗合タクシー等

一般貸切旅客自動車運送事業（貸切バス）

- ・ 一個の契約により **乗車定員11人以上**の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業（観光バス等）

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）

- ・ 一個の契約により **乗車定員11人未満**の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業

法人タクシー

個人タクシー

福祉タクシー

- ・ 業務の範囲を限定した福祉輸送サービス

特定旅客自動車運送事業

- ・ **特定の者の需要**に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業

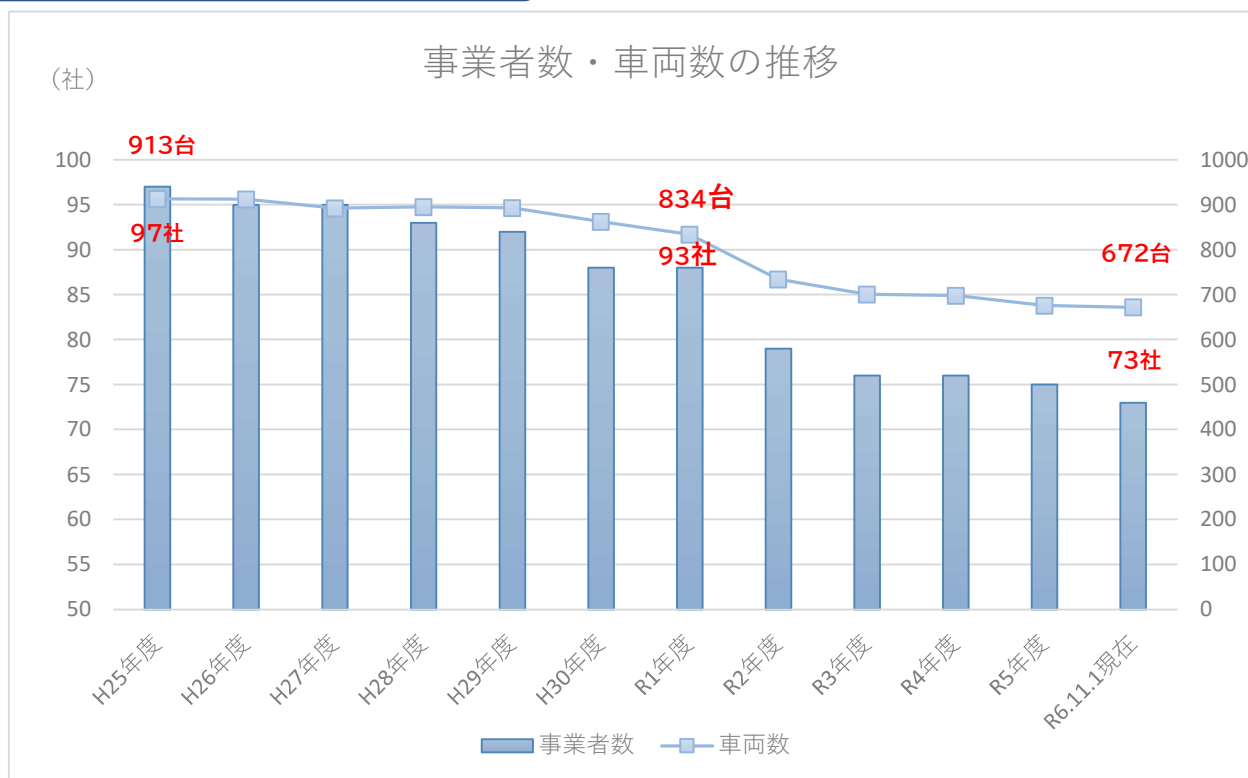
岡山県内の様々な地域交通 ～事業用自動車による地域の乗合運行～

令和6年3月31日時点

	名称	運行形態	運行地域	運賃	運行事業者
岡山市	御津・建部コミュニティバス	乗合バス	御津地区	200円均一	中鉄バス株
	追川地区乗合タクシー (ブンタク)	乗合タクシー	追川地区	300円	岡山旭交通株
	モモタク	乗合タクシー	千種学区	300円・500円	備キリンタクシー
	あいタク	乗合タクシー	馬屋上・野谷学区	500円・1000円	備エスアールティー
	角タク	乗合タクシー	角山学区	500円・800円	西大寺タクシー(有)
	あさタク	乗合タクシー	朝日地区	400円・800円	西大寺タクシー(有)
	くるりん	乗合タクシー	城東台・草ヶ部地区	200円	備皿井タクシー
	牧タク	乗合タクシー	牧山地区	300円・1000円	岡山両備タクシー株
	幸タク	乗合タクシー	幸島地区	500円	(有)山南交通
倉敷市	ふれあい号	乗合バス	児島地区	170円均一	下津井電鉄株
	とこはい号	乗合バス	下津井地区	170円～260円	下津井電鉄株
	ジーンズバス	乗合バス	児島地区	170円均一	下津井電鉄株
	真備地区コミュニティタクシー	乗合タクシー	真備地区	300円	株日の丸タクシー
	船穂地区コミュニティタクシー	乗合タクシー	船穂地区	400円	岡山交通(株)
	西坂地区コミュニティタクシー(やまびこ号)	乗合タクシー	西坂台団地～倉敷中央病院前 西坂台団地～生坂口 生坂口～倉敷中央病院前	600円 300円 300円	株Heiwa Taxi Corp.
	イトピアコミュニティタクシー(しあわせ号)	乗合タクシー	イトピア団地～川崎医科大学付属病院	300円均一	株Heiwa Taxi Corp.
	倉敷ハイツ地区コミュニティタクシー(ふれあい号)	乗合タクシー	倉敷ハイツ～倉敷市役所 倉敷ハイツ～倉敷中央病院	300円 600円	株Heiwa Taxi Corp.
	庄新町地区コミュニティタクシー(なかつし号)	乗合タクシー	庄新町～中庄駅	500円均一	株Heiwa Taxi Corp.
	東酒津地区コミュニティタクシー(チェリー号)	乗合タクシー	東酒津～倉敷駅	500円均一	株Heiwa Taxi Corp.
雪舟くん(総社市)	水島地区コミュニティタクシー(すいわ号)	乗合タクシー	広江地区～水島中央病院 連島地区～水島中央病院	600円 500円	株Heiwa Taxi Corp.
	大室・高室・菟池団地区コミュニティタクシー	乗合タクシー	大室～菟池1丁目 大室～児島駅	400円 500円	曙タクシー株・下電観光バス株
総社市	雪舟くん	乗合タクシー	総社市内	300円	中鉄バス株・中鉄観光株・株日の丸タクシー 備北タクシー株・家深交通(株)・株美袋交通
	雪舟くん・倉敷中央病院往復便	乗合タクシー	総社駅～山手地区～倉敷市街	300円～800円	株日の丸タクシー
津山市	ごんごバス	乗合バス	津山市内広域	200円均一	中鉄北部バス株
	津山・岡山空港線	乗合タクシー	美作～津山～美咲～久米南～岡山空港	3500円・4000円 4500円	勝田交通株
	のるいこつやま	乗合タクシー	加茂地域地区、久米地域地区	300円	(株)加茂タクシー、加茂観光バス(有) 有本観光バス(株)
玉野市	シーバス	乗合バス	玉野市内	200円均一	両備ホールディングス株
	シータク	乗合タクシー	玉野市内	300円均一	下電観光バス株・双葉タクシー株・旭白駒車株
笠岡市	大島乗合タクシー	乗合タクシー	大島地区	500円・300円	株井笠バスカンパニー
	尾坂乗合タクシー	乗合タクシー	尾坂地区	500円・300円	株井笠バスカンパニー
井原市	井原あいあいバス	乗合バス	井原地区	100円均一	北振バス株
	井原あいあいカー	乗合タクシー	井原市内(芳井地区・美星地区)	800円・600円・ 300円	日の丸タクシー株・丸タクシー株
高梁市	玉川ふれあいタクシー	乗合タクシー	玉川地区	500円・700円	備ビオーネ交通
	備中ふれあいタクシー	乗合タクシー	備中地区	300円～700円	成羽タクシー株
	川上ふれあいタクシー	乗合タクシー	川上地区	400円均一	成羽タクシー株
	観光乗合タクシー	乗合タクシー	高梁市街	1000円・3000円	備ビオーネ交通、備北タクシー株
真庭市	チョイソコマにわ	乗合タクシー	落合町、久世町、勝山町	400円	(有)エンゼルトクシー、(有)フクモトタク シー、(有)落合タクシー
新見市	ら・くるっと	乗合バス	新見市街	100円均一	備北バス株
美作市	いこタク	乗合タクシー	勝田地区	200円均一	勝田交通株
	はなこさん	乗合タクシー	梶並地区	200円均一 (土曜500円均一)	株エスアールティー
	あいタク	乗合タクシー	英田地域	200円均一	備美作タクシー
	マリタク	乗合タクシー	美作地域	200円	備ナイカグループ
備前市	東備西地定住自立圏 圏域バス	乗合バス	備前市～赤穂市	200円均一	株ウイング神姫
赤磐市	赤磐市民バス	乗合バス 乗合タクシー	赤磐市内	200円均一	備皿井タクシー・備尾端建設・備竹内タクシー
	赤磐市デマンド型市民バス	乗合タクシー	赤坂地区	400円	(有)赤坂タクシー
	赤磐市・岡山空港	乗合タクシー	赤磐市～岡山空港	3900円～5000円	(株)エスアールティー
浅口市	寄島・里庄線	乗合バス	寄島地区～里庄駅	100円・200円	備寄島タクシー
久米南町	かっぴーのりあい号	乗合タクシー	久米南町全域	300円均一	株エスアールティー
早島町	早島町高齢者等乗合タクシー	乗合タクシー	若宮地区	200円均一	備早島タクシー
鏡野町	高梁合タクシーやませみ号	乗合タクシー	富地区	300円均一	備中田石油店
	高梁合タクシー 箱岩線	乗合タクシー	富地区	100円均一	備中田石油店
美咲町	亀甲・津山線	乗合バス	亀甲駅～津山中央病院	200円均一	有本観光バス株
	美咲町区域運行	乗合タクシー	美咲町内(地区単位)	100円	有本観光バス株・西川タクシー株
吉備中央町	吉備中央町デマンドタクシー	乗合タクシー	吉備中央町内	500円	備加茂川タクシー・カロー中央観光(有) 賢陽交通和

一般貸切旅客運送事業

岡山県内の貸切事業者について



令和6年11月時点ではコロナ禍が明けたとはいえ、コロナ禍前の令和元年と比較すると約160台減少しており未だ減少傾向にあります。
過去10年間の最大時(H25:913台)と比較すると241台も減少しています。
また、事業者数は令和1年度と比較し20社も減少しており、過去10年間の最大時(H25:97社)と比較し24社も減少しています。

国土交通省では貸切バスを発注する際に安全性を重視して選定・利用するポイントを示したガイドラインを策定しております。
以下のリンクに掲載されておりますので、貸切バスを発注する際にご参照ください。

URL:https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html



一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー)

(1) 法人タクシー

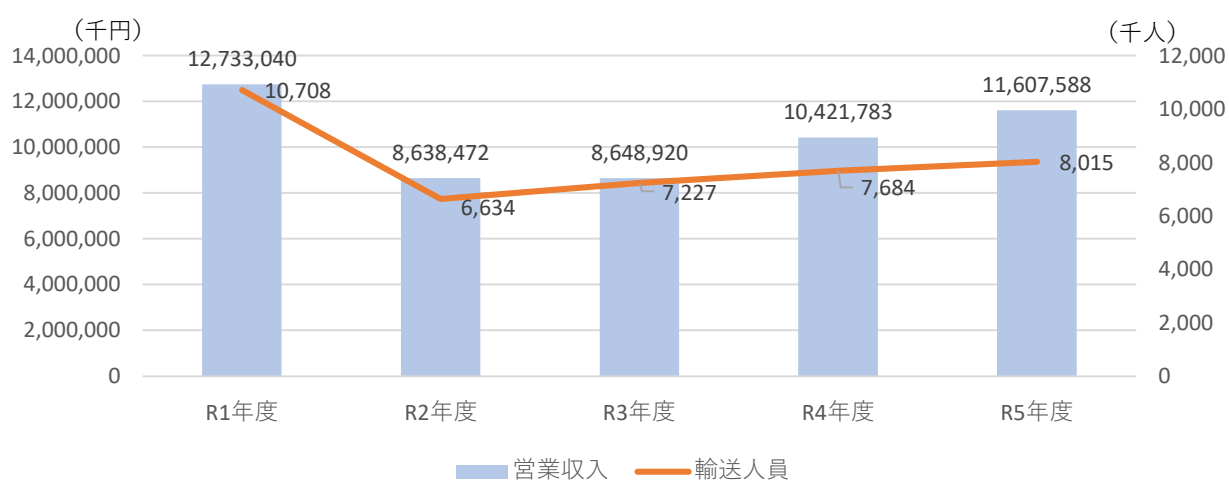
	事業者数	車両数(両)		営業収入(千円)	実車キロ	輸送人員	実働率(%)※
令和6年3月末時点	134	2533	令和5年度	11,607,588	26,719,122	8,025,279	53.36
前年同月比	-4	-211	前年度比	1,185,808	1,473,856	343,818	

※：岡山県内延実働車両数（一の車両が1年間タクシー車両として稼働した日数の総数）
 岡山県内延実在車両数（一の車両が1年間タクシー車両として在籍した日数の総数） × 100

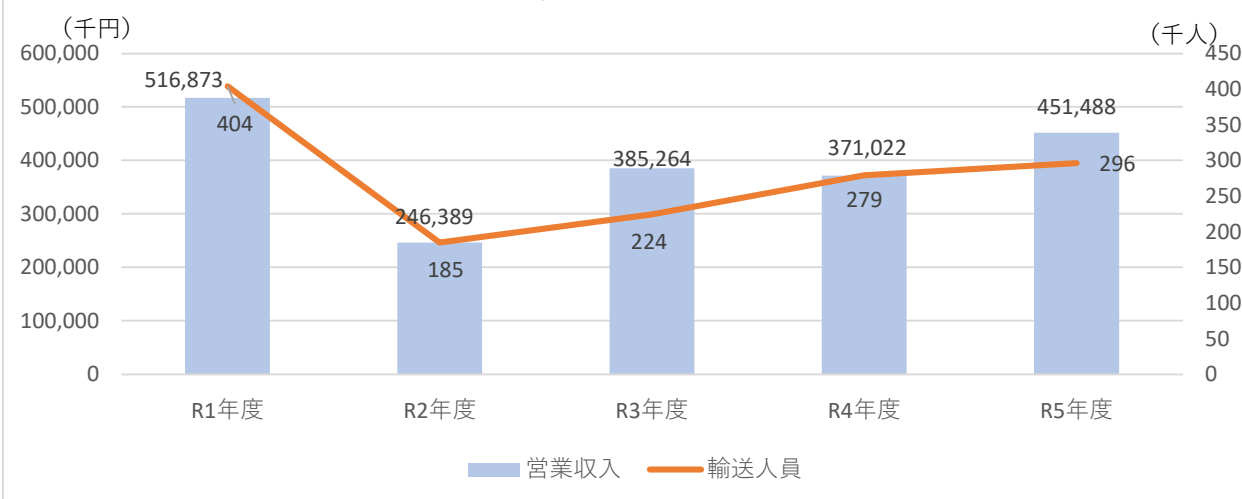
(2) 個人タクシー

	事業者数	輸送回数		営業収入(千円)	実車キロ	輸送人員	実働率(%)
令和6年3月末時点	148	212,267	令和5年度	451,488	1,037,804	296,870	55.6
前年同月比	-5	9,258	前年度比	80,466	131,140	18,678	

法人タクシー 営業収入・輸送人員の推移



個人タクシー 営業収入・輸送人員の推移



貨物自動車運送事業

貨物自動車運送事業は、国内貨物輸送の基幹的な役割を担い、消費者にとってなくてはならない存在で、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業があります。

貨物自動車運送事業の概要

貨物自動車運送事業

岡山 100
あ XX-XX

岡山 400
れ XX-XX

一般貨物自動車運送事業

・ **不特定の荷主の需要に応じ**、有償でトラックを使用して貨物を運送する事業

特別積合せ貨物運送

・ 多数の顧客から貨物を集め、起点及び終点の営業所等において必要な仕分けを行った上で、これらの貨物を積み合わせて**定期的に運送**（宅配便等）

貨物自動車利用運送

・ **貨物自動車運送事業者が、他事業者の行う実運送を利用して行う**貨物の運送

特定貨物自動車運送事業

・ **特定の荷主の需要に応じ**、有償でトラックを使用して貨物を運送する事業

貨物軽自動車運送事業

・ **不特定の荷主の需要に応じ**、有償で**軽自動車**を使用して貨物を運送する事業



大型トラックなら1回で
10トン以上の荷物を
運べるんだ！！



岡山県内の貨物自動車運送事業者(車両数)の推移

年度	一 般		特 定		霊 柩		合 計	
	事業者数	車両数	事業者数	車両数	事業者数	車両数	事業者数	車両数
H24	1,139	24,529	63	218	71	286	1,273	25,033
H25	1,129	24,817	56	206	71	292	1,256	25,315
H26	1,127	24,845	47	171	67	263	1,241	25,279
H27	1,144	25,495	45	183	73	282	1,262	25,960
H28	1,144	26,056	44	183	71	286	1,259	26,525
H29	1,151	26,536	42	181	71	297	1,264	27,014
H30	1,148	27,083	40	174	69	290	1,257	27,547
R1	1,158	27,339	36	138	63	298	1,257	27,775
R2	1,162	27,892	35	135	62	294	1,259	28,321
R3	1,167	28,593	32	128	62	281	1,261	29,002
R4	1,174	27,662	29	112	62	287	1,265	28,061
R5	1,162	28,207	29	110	61	285	1,252	28,602



※「一般事業者」には「特別積合せ事業者」を含む。

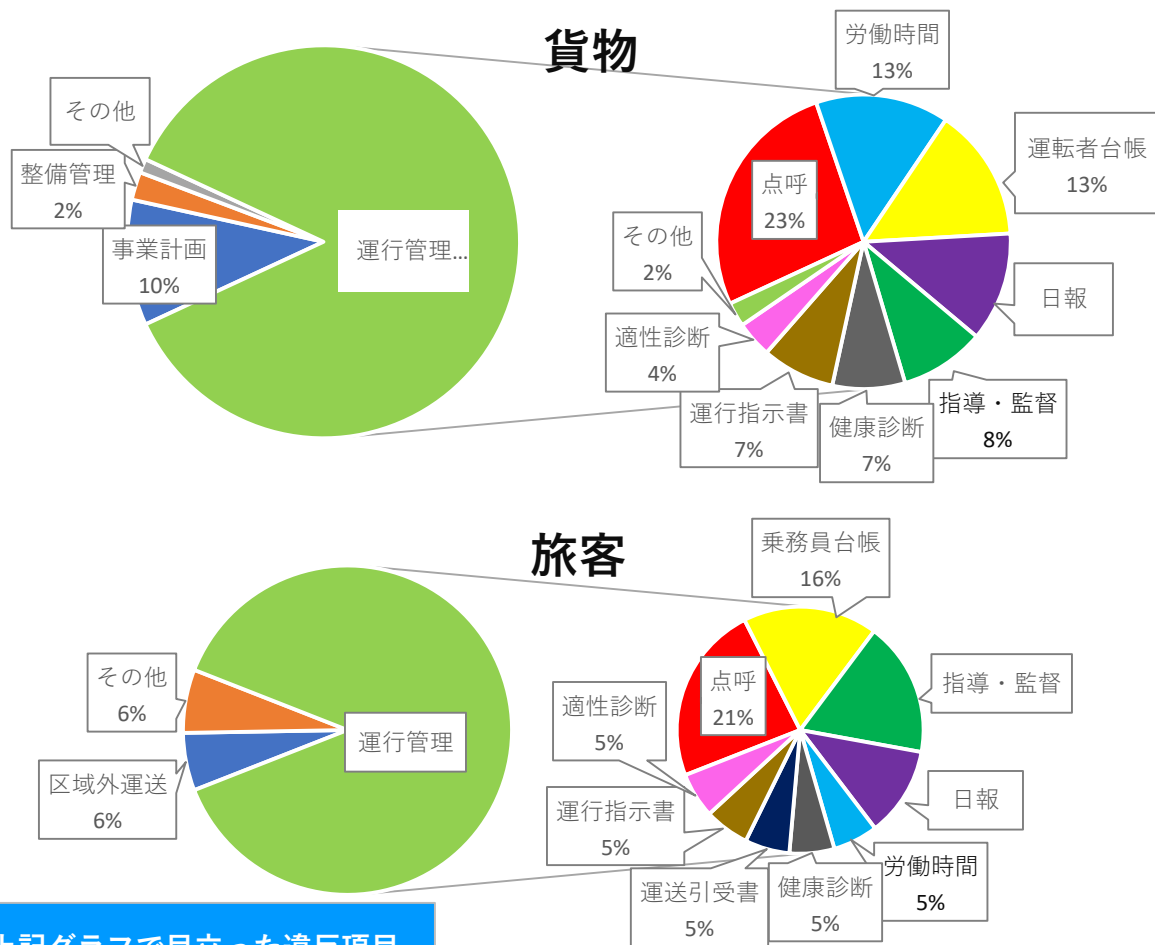
参考：中国運輸局 運輸要覧 <https://www.tb.mlit.go.jp/chugoku/txt/toukei.html>

監査業務

岡山運輸支局監査室ではトラック・バス・タクシー等の自動車運送に係る事故防止の徹底、運輸事業の適正化を図ることを目的として、運送事業者に対する監査を行っています。監査の種類として、**特別監査・一般監査(臨店、呼出)・街頭監査**の3種類となります。

令和5年度行政処分違反項目（岡山県に限る）

岡山運輸支局監査室では令和5年度に貨物12件、旅客4件の行政処分を実施しました。処分にあたって違反が認められた項目(貨物87件、旅客19件)をグラフにまとめています。



上記グラフで目立った違反項目

貨物に限る

- ・乗務時間等告示違反
- ・事業計画違反

貨物・旅客共通

- ・点呼関係違反
- ・運転者（乗務員）台帳未作成
- ・乗務日報未作成等
- ・運転者等に対する指導未実施

旅客に限る

- ・区域外運送
- ・運行指示書違反
- ・運送引受書違反

どの違反項目も事業者に対して大きな責任が問われます。事業者には責任を持った運行管理、事業計画の管理が必要です。

自動車登録業務

自動車の登録には、所有権の公証のための「民事登録」と、安全・環境対策の他、治安及び交通取締、徴税など各種行政上の権利義務の明確化や社会秩序維持のための「行政登録」の2つの目的があり、自動車を運行する際の義務となっています。

代表的な手続き

新規登録

新車・中古車でナンバーのついていない車を登録する場合。登録を受けていない車は、そのままでは公道を走ることができないため、運輸支局等での手続きが必要です。

移転登録

売買などによる譲渡、譲受で自動車の名義を変更する場合には、移転登録の手続きが必要です。税金や保険などトラブルの元になるため、速やかにお手続きを。

変更登録

引越、結婚などで氏名・住所などが変わった場合には、変更登録の手続きが必要です。

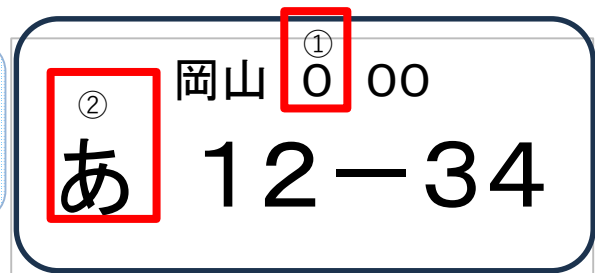
抹消登録

登録を受けている自動車の使用を一時中止する場合、解体をした場合、または自動車を輸出する場合には抹消登録のお手続きが必要です。

もし、登録事項通知書(抹消書)を紛失してしまった場合、再発行はできないのでご注意を。

登録番号標の分類番号と区分

登録番号標には分類番号と区分が示されています。そのため、実際に車を見なくてもある程度どのような車なのか見分けることができます。



	①
1ナンバー	普通貨物
2ナンバー	普通乗合
3ナンバー	普通乗用
4,6ナンバー	小型貨物,軽貨物
5,7ナンバー	小型乗用,軽乗用
8ナンバー	特種用途自動車
9ナンバー	大型特殊自動車(建設機械を除く)

	②
あ	あいうえかきくけこを…事業用
い	さすせそたちつてとなに…自家用
ろ	ぬねのはひふほまみむめ
ろ	もやゆらりるろ
わ	れわ …………… 貸渡(レンタカー)

電子車検証の記載事項



電子車検証特設サイトはこちら

A 券面記載事項

自動車登録番号／車両番号	総排気量又は定格出力
車台番号	自家用・事業用の別
交付年月日	用途
使用者の氏名又は名称	乗車定員／最大積載量
車名・型式	車両重量／車両総重量
型式	軸重(前前・前後・後前・後後)
自動車の種別	初度登録年月／初度検査年月
長さ／幅／高さ	車両識別符号(車両ID)
車体の形状	※車両ごとに不変の番号
原動機の型式	として電子化に伴い付与
燃料の種類	

B ICタグ格納情報

(1)
自動車検査証の有効期間
所有者の氏名・住所
帳票タイプ
使用者の住所
使用の本拠の位置

(2)
空き領域(2KB)

ICタグの中の情報はスマートフォンから確認できます

ICタグ空き領域利活用サービス(令和7年度開始)

空き領域利活用サービスとは

国土交通大臣が定める基準を満たした利活用事業者が、車検証保有者の同意を得た上で、車検証のICタグに設けられた空き領域に利活用AP(アプリケーション)を搭載します。

これにより、空き領域に情報が書き込み可能となり、利活用事業者が認めた関係者間で当該車両の情報を共有するなどのサービス(利活用サービス)が提供できるようになります。

どんなことができるようになるか？

① 事業者が自社内でサービスを利用するケース

自動車整備事業者が開発したシステムを用いて、整備を行った自動車の車検証に利活用APを搭載し、整備情報を書き込む。次回整備時等に整備情報を読み取ることで、効率的に作業を行うことができる。

② 社有車の車検証を利用するケース

自社が開発したシステムを用いて、社有車の車検証に利活用APを搭載し、会社独自の管理情報を書き込むことで、車両の特定、定期点検、安全管理などの管理業務をスムーズに行うことができる。

車検証空き領域利活用
ポータル



詳しくはこちらから

検査・整備保安関係業務

申請窓口業務等

継続検査及び予備検査の申請書類審査並びに車検証の返付、予備検査証の交付及び検査標章の再交付を行っております。
最近ではOSS(ワンストップサービス)による申請が増えつつあります。



申請窓口の様子

街頭検査の実施



自動車の安全確保及び公害防止を図るため、点検整備の推進、不正改造車の排除に重点を置いた街頭検査を実施しています。

令和5年度:実施回数 35回
検査車両数 1507台
不適合車両数 14台

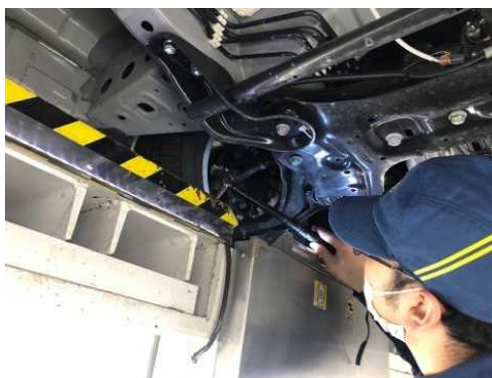
研修・教習・講習の開催

種類	回数	受講人数
自動車検査員教習	2	146
整備主任者資格取得講習	12	236
整備管理者選任前研修	11	344
整備管理者選任後研修	10	1063
運行管理者特別講習	3	44



自動車の審査業務

独立行政法人自動車技術総合機構・・・国が行っていた自動車の検査(いわゆる車検)手続きのうち、検査機器等を用いて自動車の検査を実施する部門を独立行政法人化したものです。(平成28年4月からは登録業務も一部追加)



検査場の検査コースにおいて行う自動車の検査業務(車検)、街頭において行う不正改造等に対する検査業務(街頭車両検査)、自動車検査員教習などの講師、並行輸入自動車及び改造自動車届出の審査業務等を行っています。



海事 關係業務

旅客航路事業

岡山県の旅客船航路は、県内と四国を結ぶ小豆島航路(物流・観光航路)、瀬戸内海の島嶼部を結ぶ航路(生活・観光航路)があります。

また、瀬戸内国際芸術祭の開催期間は、増便対応や期間限定航路も運航されます。



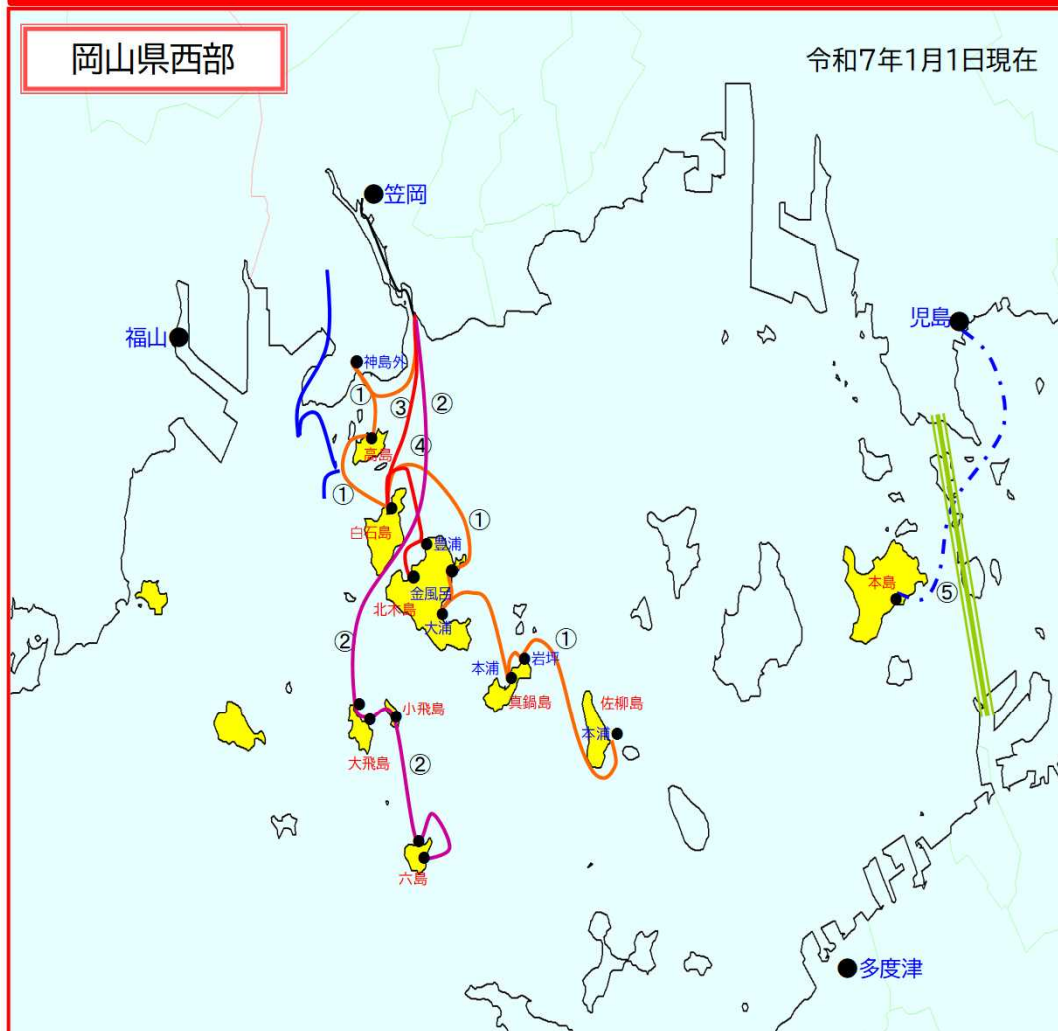
一般旅客定期航路事業

番号	事業者名	航路名	寄港地	船種
①	国際両備フェリー(株)	岡山～土庄		車
②	(株)あけぼのマリタイム	宝伝～犬島		P
③	(一社)瀬戸内市緑の村公社	前島～牛窓		車
④	大生汽船(株)	大多府～日生	頭島・鴻島・日生駅前	P
⑤	(株)岡山京橋クルーズ	京橋～犬島～唐櫃		P

【凡例】 船種 P:純旅客船 高:高速船 車:自動車航送船

旅客航路事業

岡山県西部に位置する笠岡諸島は瀬戸内海中部にある諸島のことであり、笠岡市から南方に大小30ほどの島々が連なっています。有人島は高島、白石島、北木島、真鍋島、大飛島、小飛島、六島の7つあり、島民のための生活交通や観光を目的とした船舶が運航しています。



一般旅客定期航路事業



【船種】
 P：純客船
 高：高速船
 車：自動車航送船

番号	事業者名	航路名	寄港地	船種
①	三洋汽船(株)	笠岡～佐柳本浦	笠岡・神島外浦・高島・白石島・北木島楠・北木島大浦・真鍋島本浦・真鍋島岩坪・佐柳本浦	P・高
②	三洋汽船(株)	笠岡～飛島～六島	笠岡・大飛島北浦・大飛島洲・小飛島・六島湛江・六島前浦	高
③	(株)瀬戸内中央観光汽船	金風呂～笠岡	笠岡・白石島・豊浦・金風呂	車
④	(有)笠岡フェリー	金風呂～笠岡	笠岡・白石島・豊浦・金風呂	車
⑤	六口丸海運(有)	児島観光港～本島	児島観光港・本島	P

港湾運送事業

「港湾運送事業」とは、港湾において他人の需要に応じて行う船舶からの積み卸し及び上屋等への搬出入、仕分け保管を行う事業のことです。

港湾運送事業の種類①～⑦

① 一般港湾運送事業(1種元請、ステバ)

荷主または船社の委託を受けて、委託者によって貨物の受け渡しを行い、受け渡し行為に先行または後続する船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役、いかだ運送を一貫して行う事業

★一般港湾運送事業者のみが貨物の受け渡し行為ができる

② 港湾荷役事業(船内荷役と沿岸荷役)

港湾で貨物を積んだり卸したり、運んだりする事業のこと。作業行為は以下の2つに分けられる。

船内荷役(2種)

船舶への貨物の積み込み
または取卸し行為



沿岸荷役(4種)

「船舶またははしけ」により運送された貨物の上屋
その他の荷捌き場への搬入、搬出、保管等



③ はしけ運送事業(3種)

港湾における船舶またははしけによる運送行為等

④ いかだ運送事業(5種)

港湾において木材をいかだに組んで運送する行為等



⑤ 検数事業

船積貨物の積み込みや陸揚げに際して行う貨物の個数の計算または受け渡しの証明

⑥ 鑑定事業

船積貨物の積付に関する証明、調査および鑑定



⑦ 検量事業

船積貨物の積み込みや陸揚げに際して行う貨物の容積または重量の計算または証明

内航海運業

海に囲まれた日本では、海運、港を利用してたくさんの物資が国内外に輸送されています。

内航海運による国内の海上輸送は、我が国の国内貨物輸送の約4割、とりわけ鉄鋼、石油、セメント等の産業基礎物資輸送においては8割前後を運ぶなど、物流の基幹的役割を果たしています。

環境・エネルギー問題・交通渋滞等が深刻化する中、モーダルシフトを一層推進する観点からも、大量輸送の可能な内航海運の発展が求められており、業界の体質強化を進めるほか、若年船員の確保に努めています。



岡山県の内航海運

岡山県の内航海運事業者の特徴は、油槽船や特殊タンク船が多数を占めることです。

特に日生地区は古くから海運業が盛んな「ふなどころ」です。日生地区には、岡山県内の海運業者の約1/3があり、多数の内航商船を運航しています。ケミカルタンカー、LPGタンカー等の特殊タンク船、油送船が所属船舶全体の約8割を有しており、なかでもケミカルタンカーは全国シェアの2割を誇ります。

そのほかの特徴として、岡山県の内航事業者の多くは貸渡業者であり、1隻当たりの総トン数が400トン以下と比較的小型の船舶が主流です。

造船業・船用工業

○船舶について

船には鋼製船舶や木船のように材料による分類のほかにも、大型船・小型船のように大きさによる分類、旅客船・貨物船のように用途による分類などがあります。それらを総称し、「船舶」と表しています。

船舶を実際に建造するのは造船所です。造船所にも種類があり、特に巨大な船舶の建造は国からの許可を得た許可造船所のみ行うことができます。また、船舶には舵プロペラ、救命・消防設備など、様々な船用機器等が取り付けられています。

船舶を建造するためには、多くの人の力が必要です。日々変化し続ける社会情勢の中で、安全かつ高性能な船舶を造るため、造船所及び船用機器等製造整備事業者は、互いに協力し合いながら、船舶の建造を行っています。

岡山県内の造船所



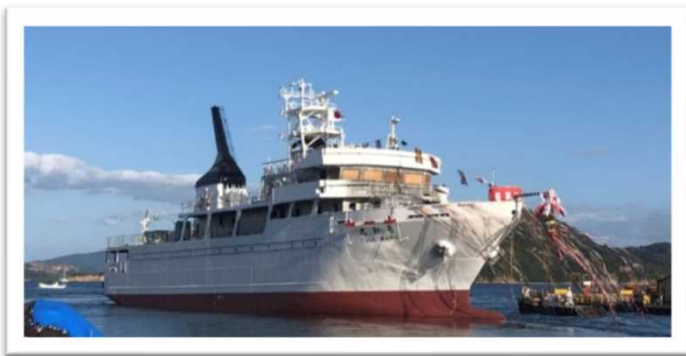
	事業所数
許可造船所	4
登録造船所	1
届出造船所	3

(令和6年4月1日現在)
(不稼働・休止・所在不明造船所を除く)

造船業・船用工業

★造船所の種類

- 許可造船所・・・総トン数500トン以上又は長さ50m以上の鋼製の船舶の製造又は修繕ができる者。
- 登録造船所・・・総トン数20トン以上又は長さ15m以上の鋼製の船舶及び、木船の船舶の製造又は修繕を行う者。（許可造船所を除く）
- 届出造船所・・・鋼製の船舶又は鋼製の船舶以外の船舶で総トン数20トン以上又は長さ15m以上のものの製造又は修繕ができる者。（許可、登録造船所を除く）



新造船しゅん工実績(隻)		
	玉野	水島
R5	2	7
R4	3	5
R3	4	6

船用工業

岡山県内の事業者の中には、エンジン部品・プロペラの製造加工を行う事業者があり、国内だけでなく世界でもトップクラスの技術力を持っています。各事業者は卓越した技術力によって、岡山県の造船業を支えています。



中国運輸局ホームページをチェック ↓



[What's 船用工業? - 中国運輸局 \(mlit.go.jp\)](http://mlit.go.jp)

船舶検査・測度業務

船舶検査

船体や機関、船舶の設備・物件等の安全性、また船舶の航行を管理している会社等の管理体制などの検査を行うのが船舶検査官です。

●安全性の検査

船体や舵、プロペラ等、事故を未然に防ぐための検査をします。

また、救命艇や消火ポンプといった、事故が起きた際の備えとなる設備の検査を行うこともあります。

●環境汚染の防止

海洋への油や有害性物質、廃棄物などの排出を防止する油水分離器や污水处理装置、排気ガスによる大気汚染を防止する設備の検査を行い、地球環境の保護に尽力しています。

●人的要因による事故を防ぐための検査

船舶や、船舶の航行を管理している会社に立ち入り、主に船員等の管理体制や航行の記録等について検査を行います。

●バリアフリー設備の検査

高齢者や身体障害者の方にとって利便性の高い船舶にするため、公共交通機関としてのフェリー等に立ち入り、バリアフリー設備の検査を行います。

岡山県の特徴としては官公庁船(護衛艦・巡視船・監視船など)を建造可能な造船所があることです。そのため、一般船舶以外にも官公庁船(除自衛隊船舶)の検査も行っています。また、海に面した地域以外にも舶用品メーカーがあるため、内陸の県北地域でも検査を実施しています。



船舶測度

船舶の大きさの指標として、総トン数、国際総トン数・純トン数等が定められています。

総トン数20トン以上の日本船舶は、船舶法に基づき、日本に船籍港を定め登録することが義務づけられています。登録の内容は、船の個性及び同一性を表すために必要なものとして、船舶番号、船名、総トン数、主要寸法（長さ・幅・深さ）などがあります。

総トン数は、船舶登録の基本事項であるばかりではなく、船舶の安全・環境に関する構造・設備、乗組員の資格、課税・入港料の算定など海事に関する諸制度における基準として広く用いられています。

トン数や、主要寸法、各構造物の容積等を法律に従って計測・算定すること測度と言い、実際に測度を行うのが船舶測度官です。

船体計測の様子



※トン数についての詳細は中国運輸局ホームページをチェック

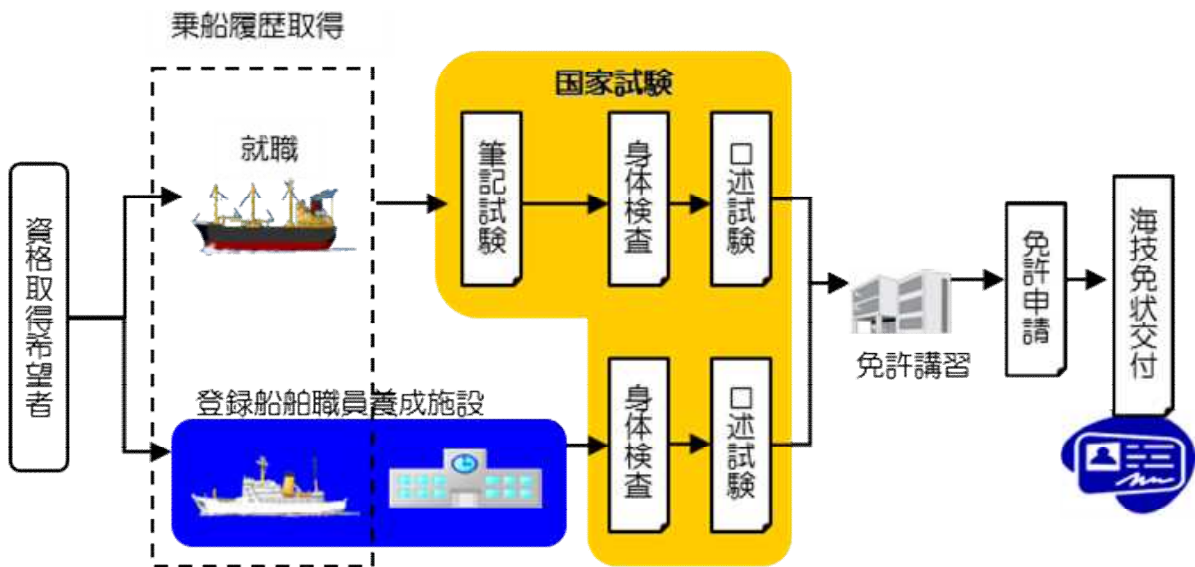
[船の大きさ\(指標としてのトン数\) - 中国運輸局 \(mlit.go.jp\)](http://mlit.go.jp)



船員関係業務

船舶に乗り組む船員には、労働条件や船舶の航行の安全を確保するため、船員法のほか船舶職員及び小型船舶操縦者法が適用されます。これらの法律では海上労働の特殊性が考慮されたルール、必要な船員の定員、資格等が定められています。

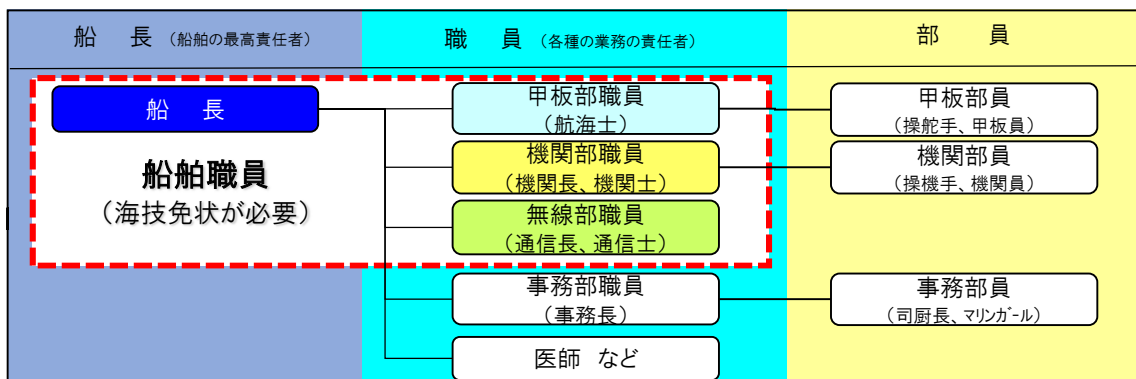
海技免状の取得の流れ



運航に必要とされる船員の定員や資格は、船舶の大きさや航行する区域、船種などにより異なります。

船舶には、船長をはじめ、航海士や機関長などの船舶職員、甲板員や操機手などの部員、医師などが乗り組んで運航しています。船舶職員は、国家試験に合格し海技免状を受けることが必要です。

船内での職務



船員職業安定業務

海のハローワーク

船員になろうとする方を対象としたハローワーク窓口を設置し、求人・求職活動をサポートしています。全国の情報がいつでも利用できるなど便利になっています。



海のハローワークネットのメリット

【これまで】

- ・求人・求職申込みや紹介依頼のために地方運輸局への来訪が原則必要
- ・開庁時間しか情報が見られない



【これから】

- ・ **いつでも、どこでも、PCやスマートフォンで求人・求職の申込みが可能！**
- ・ **求人・求職情報は24時間リアルタイムで検索・閲覧可能！** ※求職情報の閲覧には求人票の登録が必要です。
- ・ **マイページから申込み状況等が確認できます！**



窓口では、船員の求職相談や事業者の求人相談だけでなく、船員未経験者の相談にも応じています。

また、船員になじみの薄い、県北の高校へ説明に出向いたり、船員未経験者の求人について、陸上のハローワークと連携するなど、船員不足に対してさまざまな取組をおこなっています。

船員になりませんか <未経験者募集>

船員になるためには、大きくは次の2つの方法があります。

①学校に通って資格を取得する。



②無資格・未経験でも可能な仕事からスタートする。



気になる求人やご相談は「海のハローワーク」へ！

国土交通省 中国運輸局
岡山運輸支局玉野庁舎
0863-31-4266

海のハローワークネット
国土交通省



運航労務監理業務

運航労務監理官の業務は、大別して①船舶の運航管理に関すること、②船員の労働条件・労働環境に関することに分けられます。

①船舶の運航管理に関すること

旅客船や貨物船の安全運航の確保を図るため主に以下の業務を行っています。

- ・旅客船事業の安全上の審査
- ・船舶運航者の安全管理規程の審査
- ・運輸安全マネジメント評価(海事モード)※

②船員の労働条件・労働環境に関すること

船員の労働条件の確保、安全・衛生等の環境整備、船員災害防止を図るため主に以下の業務を行っています。

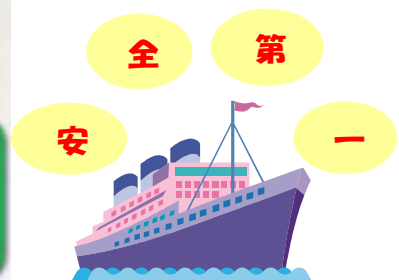
- ・船舶・船舶所有者に対する監査・指導・監督
- ・海難事故、労働災害発生における、事故・災害の原因分析と再発防止
- ・船員・船舶所有者からの労働に関する相談の対応

※運輸安全マネジメント評価とは

事業者が構築した安全管理体制の更なる向上に資するため、評価担当者による経営管理部門へのインタビューを通じ、優れている点への評価や助言を行います。

～安全管理体制の構築方法について～

運輸事業におけるサービスの基本は輸送の安全の確保です。経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制を構築し、PDCAサイクルを組み込むことにより継続的に見直しを図ることが重要となります。



運航労務監理業務

船舶での船員労務監査



発航前検査の記録

船員手帳の確認

船員向け安全教育



研修を受ける運航労務監理官

船員災害防止対策について

船舶に乗り組む船員には海上労働の特殊性があり、**災害の防止**には、単に船内の安全を個々に対応するだけでなく、船舶所有者など**運航に係わる者の災害に対する意識の高揚と安全に関する教育・訓練などの積極的な対応を必要としています。**

毎年9月には船員労働安全衛生月間として、船員災害防止協会の指導員と合同で訪船指導を行い、船員労働の安全面及び衛生面のチェック・指導を実施します。

これらの活動を通じ、船員労働環境における安全衛生意識をさらに高め、船員災害の減少に繋がられる取組を推進していきます。



外国船舶監督業務

海難事故や海洋汚染が憂慮される国際条約の基準に適合しない船舶排除のため、専門の職員が国内に寄港した外国籍船に対し、船舶の構造・設備及び海洋汚染防止機器並びに船員の資格等の条約への適合性について行う検査をPSC:Port State Controlと呼んでいます。



岡山県の外航船

岡山県の水島地区は自動車メーカーや製鉄工場、化学薬品工場、製油所などの工業の集積地となっており、国内だけでなく海外とも多くの原料や各種製品を輸出入しています。それにともない外航船についても自動車運搬船、ばら積み貨物船、化学薬品運搬船、原油タンカー、LPG船、コンテナ船など数多くの船種の船舶を見ることができます。



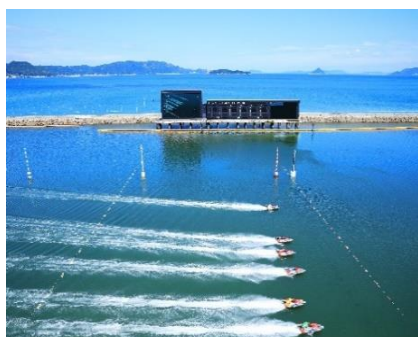
モーターボート競走事業

モーターボート競走事業は、モーターボート競走法に基づき実施している事業のことであり、各地方自治体により開催運営が行われています。この事業を通じて、船舶や関連用品の製造に関する産業の振興に寄与することを趣旨として行われています。

ボートレース児島

倉敷市にあるボートレース児島は1952年に開設され、2022年で創立70周年を迎えました。モーターボート競走法に基づいて運営されており、レースの審判、検査、選手管理など競走を実施するための管理を行っています。

令和5年7月には大規模な大会であるSG[※]が行われ、大きな盛り上がりを見せました。



BOAT RACE GUIDE

※SG(スペシャルグレードレース)

ボートレース場は全国24カ所に設置されており、そこで行われるレースにはいくつかの格付け(グレード)があります。その最高峰がSGであり、このレースを走れるのは厳しい条件をクリアした一握りのレーサーのみであり、まさにハイレベルなレースとなっています。

グレード	年間回数	優勝賞金	主なレース
SG	8回	1,800万円～1億1千万円	グランプリなど
	強豪が揃うボートレース界最高峰のレース		
G1	35回前後	630万円以上	プレミアムG1・周年記念など
	原則としてA1レーサーのみが出場できるレース		
G2	8回前後	490万円	秩父宮妃記念杯・モーターボート大賞など
	G1に準ずる強豪が集まるレース		
G3	50回前後	120万円	企業杯・オールレディース・マスターズリーグなど
	オールレディースやイースタンヤング・ウエスタンヤング、企業協賛レース		
一般戦	毎日	80万円	上記以外のレース
	地元戦は賞金がやや高い		

海事思想普及への取り組み等

島国日本の産業・生活は船なくしては成り立ちませんが、その活躍を実際に目で見える機会
は日常ではなかなかありません。

玉野庁舎と水島海事事務所では「海や船にもっと親しんでもらいたい・興味をもっていた
きたい」という思いから、様々なイベントの中で海事思想の普及に努めています。

海に親しみ船員の職務や船の魅力をより知ってもらう機会を増やしていくことによって、
海の仕事を指すことが増えるよう活動しています。

小学校、中学校への出前講座

日生地区海運組合とともに、日生地区の小学校(2校)、中学校に出前講座を行っています。

小学校では、船の仕組みや内航海運について説明したあと、ロープワークの実習を行い、船で
使うロープの結び方を実際に体験してもらいました。また、小学校からの要望に応じて、海図を
素材として海運についての知識を深めてもらいました。

中学校では、海に囲まれた日本での海運の役割や船員の仕事について講義をしています。

教職員に向けた意識啓発活動

小中学生を指導する立場の教職員に、水島港国際物流センター株式会社におけるコンテナ
ターミナルの見学や海上からの水島港内視察の機会を設けるとともに、海上物流に関する座学
を行いました。

海運と暮らしの関わり等を教職員に理解して頂くことにより、学校での授業を通じて、船員や
海事産業の認知度向上を図っています。

海事思想普及への取り組み等



參考資料

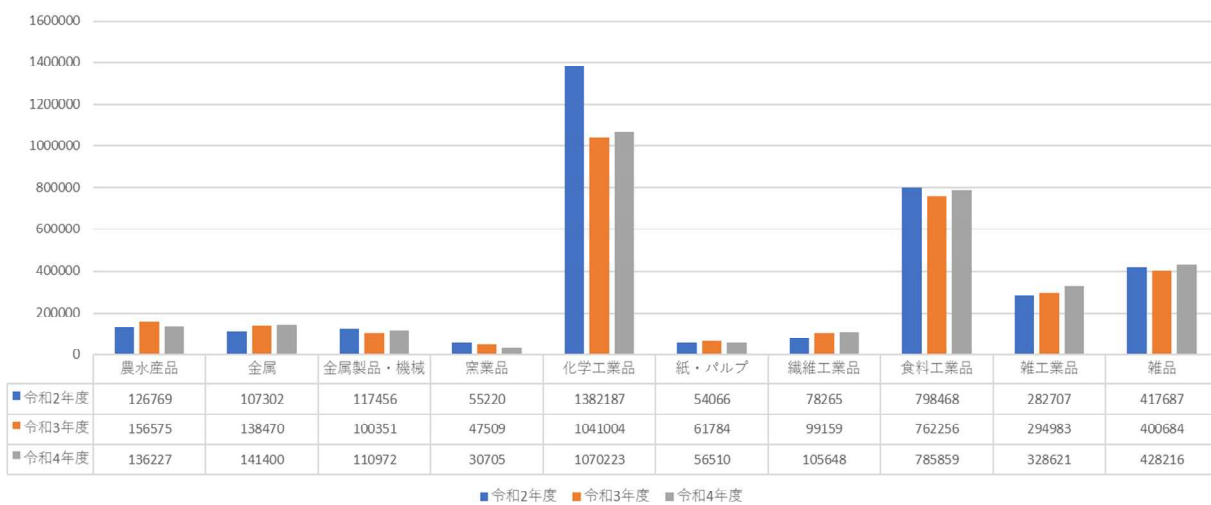
倉庫業統計資料

過去3年間における中国管内と岡山県内の普通倉庫入庫高の推移を物品ごとに下記グラフにまとめました。中国管内では入庫高に占める雑品の割合が高くなっています。一方岡山県内では、化学工業品の割合が高くなっています。

千トン 普通倉庫貨物品目別入庫実績(中国管内)推移



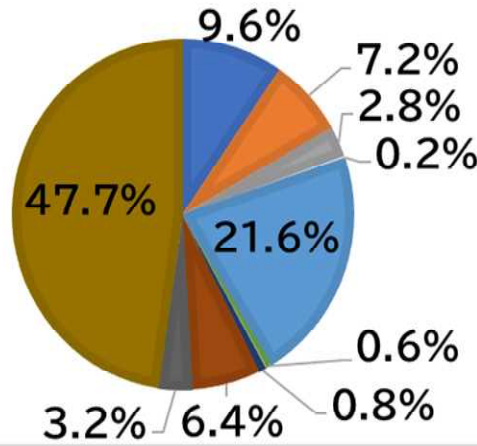
トン 普通倉庫貨物品目別入庫実績(岡山県内)推移



倉庫業統計資料

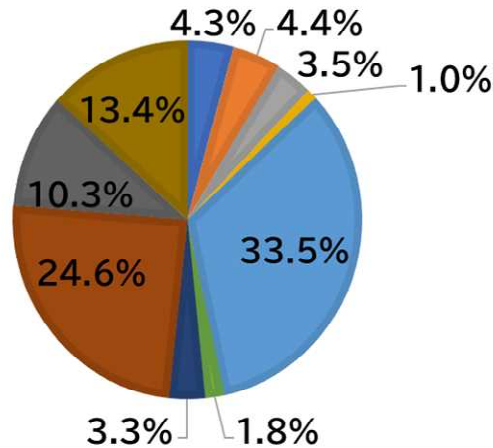
中国管内普通倉庫入庫高内訳(令和4年度)

■農水産品 ■金属 ■金属製品・機械 ■窯業品 ■化学工業品
 ■紙・パルプ ■繊維工業品 ■食料工業品 ■雑工業品 ■雑品



岡山県内普通倉庫入庫高割内訳(令和4年度)

■農水産品 ■金属 ■金属製品・機械 ■窯業品 ■化学工業品
 ■紙・パルプ ■繊維工業品 ■食料工業品 ■雑工業品 ■雑品

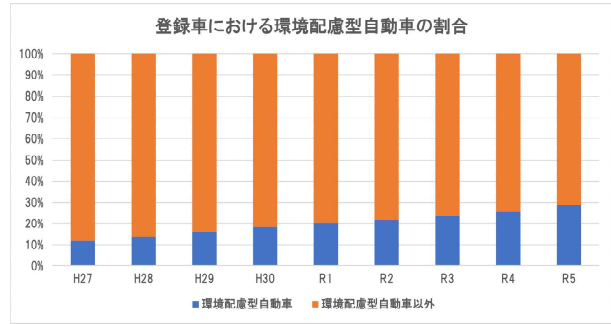
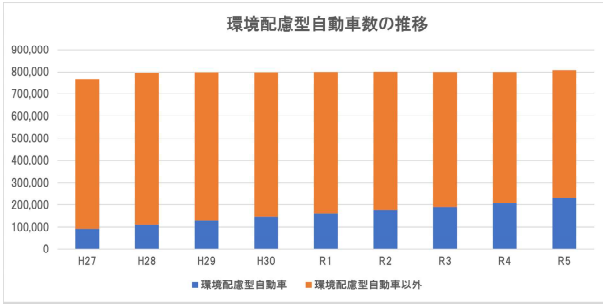


品目	品目内容(40品目分類表)
農水産品	米、麦、雑穀、豆、畜産品、水産品、油脂用作物、葉たばこ、その他の農産品
金属	鉄鋼、非鉄金属
金属製品・機械	金属製品、電気機械、その他の機械
窯業品	板ガラス・同製品、その他の窯業品
化学工業品	石油製品、化学薬品、化学肥料、染・顔・塗料、合成樹脂、その他の化学工業品
紙・パルプ	紙・パルプ
繊維工業品	化学繊維系、その他の系、化学繊維織物、その他の織物
食料工業品	缶詰・びん詰、砂糖、飲料、その他の食料工業品
雑工業品	織物製品、その他の日用品、ゴム製品、その他の製造工業品
雑品	天然ゴム、木材、非金属鉱物、動植物性飼・肥料、雑品

登録統計資料

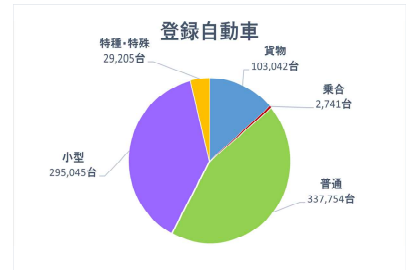
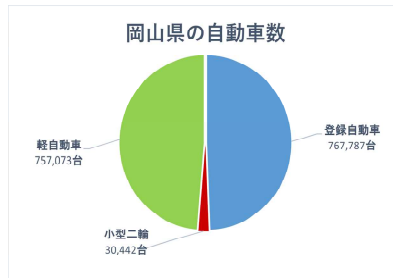
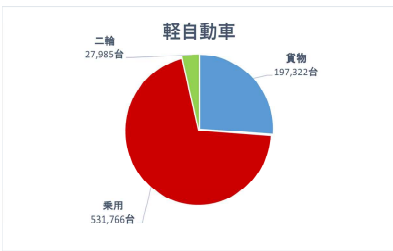
岡山県内燃料別保有車両数

	貨物普通	貨物普通けん引	貨物小型四輪	貨物四輪けん引	貨物小型三輪	貨物三輪けん引	貨物けん引車	貨物計	乗合普通	乗合小型	乗合計	乗用普通	乗用小型四輪	乗用小型三輪	乗用計	特殊普通	特殊小型四輪	特殊小型三輪	特殊(特)計	登録車計	小型二輪車	合計	
ガソリン	1,611	0	22,812	0	19	0	24,642	2	182	196	181,500	193,936	9	205,535	2,754	1,457	0	260	5,471	405,843	20,440	426,283	
軽油	41,237	2,255	30,746	0	0	0	72,738	1,238	1,365	2,543	23,171	4,064	0	27,235	16,144	875	0	4,969	22,012	125,498	1	125,499	
LPG	77	0	11	0	0	0	88	0	2	2	57	1,877	0	1,934	53	6	0	64	2,088	0	2,088		
電気	46	0	0	0	0	0	46	0	0	0	2,629	82	0	2,695	3	0	0	1	4	2,735	0	2,735	
ガソリン LPG	2	0	57	0	0	0	59	0	0	13	17	0	30	1	1	0	2	4	39	0	39		
CNG	28	0	1	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	33	0	33		
ガソリン ハイブリッド	1	0	1,865	0	0	0	1,866	0	0	0	123,319	94,882	0	218,211	148	48	0	196	220,073	0	220,073		
軽油 ハイブリッド	159	0	5	0	0	0	164	1	0	1	789	0	0	799	108	0	0	108	1,061	0	1,061		
合計	43,332	2,255	54,795	0	19	0	2,638	103,042	1,242	1,499	2,741	337,754	295,036	9	602,799	21,020	2,400	460	5,325	29,205	767,787	36,440	798,229

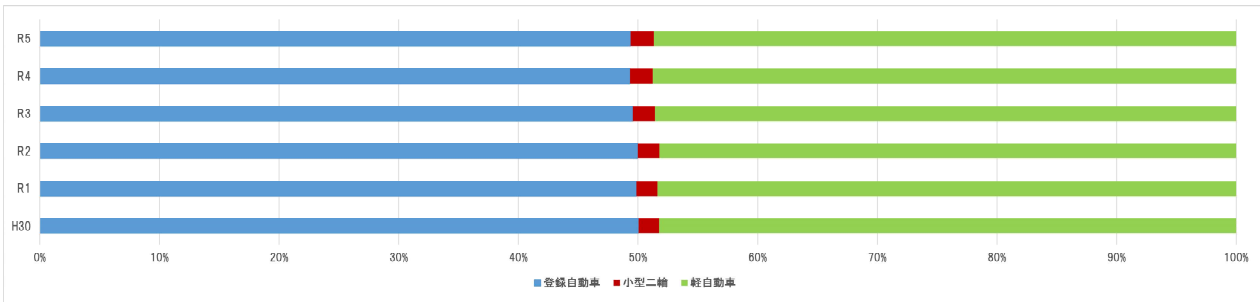


【令和6年度 岡山県の自動車数】

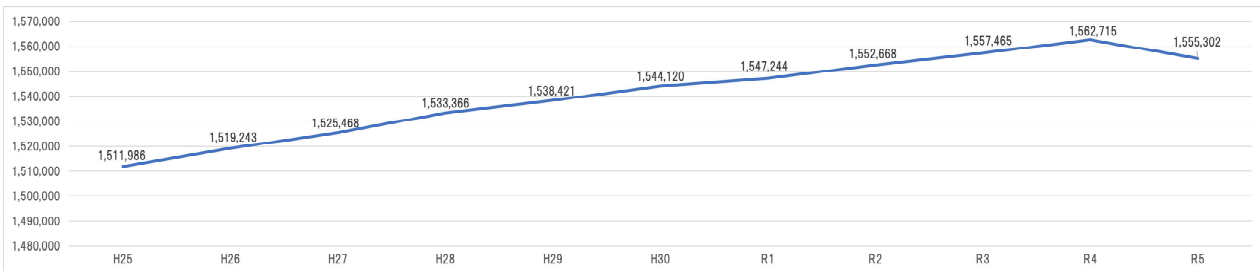
出典: 運輸要覧



岡山県の自動車数の割合



岡山県の自動車数の推移



登録統計資料

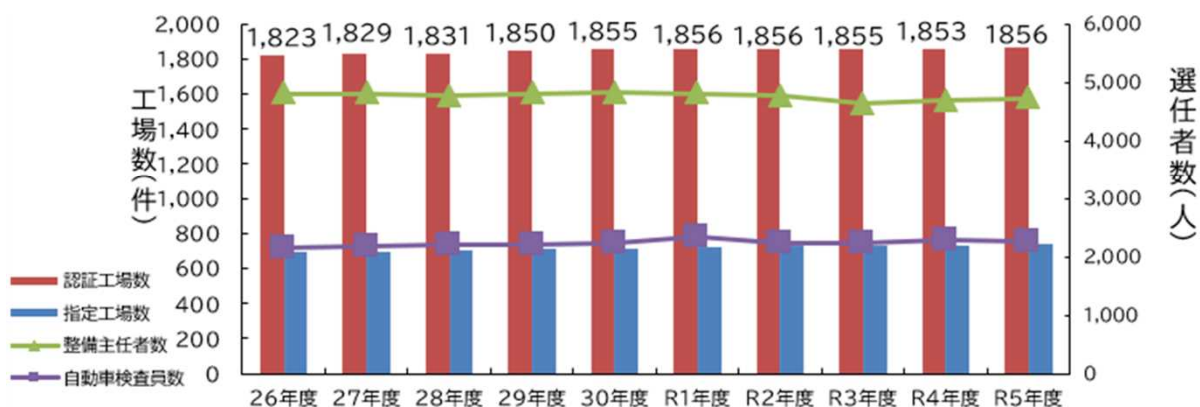
令和6年3月末現在(軽自動車を除く)				岡 山 県 市 町 村 別 保有 車 両 数															中国運輸局岡山運輸支局				
区 分	普通貨物	小型貨物	被けん引	貨物計	普通乗合		乗合計		普通乗用		乗用計		普通特殊		小型特殊		大型特殊		特殊(株)	登録車計	小型二輪	合 計	
					普通乗合	小型乗合	普通乗合	小型乗合	普通乗用	小型乗用	普通特殊	小型特殊	大型特殊	普通特殊	小型特殊								
岡山市	自家用	9,248	22,903	78	32,328	113	281	394	135,335	112,158	247,493	5,464	962	1,399	7,825	288,041	10,331	298,372					
	事業用	7,165	491	424	8,080	506	80	586	171	1,267	1,438	2,298	117	21	2,436	12,540	9	12,549					
	計	16,413	23,394	502	40,409	619	361	980	135,506	113,425	248,931	7,762	1,079	1,420	10,261	300,581	10,340	310,921					
倉敷市	自家用	5,799	13,216	149	19,164	31	199	230	86,915	72,159	159,074	3,282	629	933	4,844	183,312	7,656	190,968					
	事業用	4,550	198	1,104	5,852	134	45	178	82	478	560	1,745	18	23	1,786	8,377	3	8,380					
	計	10,349	13,414	1,253	25,016	165	244	408	86,997	72,637	159,634	5,027	647	956	6,630	191,689	7,659	199,348					
津山市	自家用	1,841	3,137	70	5,048	5	70	75	17,854	16,274	34,128	1,062	187	445	1,694	40,945	2,131	43,076					
	事業用	1,138	86	82	1,306	47	28	75	25	89	114	224	17	1	242	1,737	0	1,737					
	計	2,979	3,223	152	6,354	52	98	150	17,879	16,363	34,242	1,286	204	446	1,936	42,682	2,131	44,813					
玉野市	自家用	619	1,118	18	1,755	4	37	41	9,171	8,883	18,054	361	73	248	682	20,532	926	21,458					
	事業用	434	24	56	514	34	3	37	6	56	62	94	2	5	101	714	0	714					
	計	1,053	1,142	74	2,269	38	40	78	9,177	8,939	18,116	455	75	253	783	21,246	926	22,172					
笠岡市	自家用	768	983	11	1,762	1	32	33	7,129	6,529	13,658	436	56	198	690	16,143	670	16,813					
	事業用	573	29	109	711	25	14	39	9	40	49	128	1	2	131	930	0	930					
	計	1,341	1,012	120	2,473	26	46	72	7,138	6,569	13,707	564	57	200	821	17,073	670	17,743					
井原市	自家用	496	901	3	1,400	6	23	28	5,899	5,611	11,510	309	50	65	424	13,363	771	14,134					
	事業用	397	8	7	412	13	19	32	9	39	48	219	3	0	222	714	0	714					
	計	893	909	10	1,812	19	42	61	5,908	5,650	11,558	528	53	65	646	14,077	771	14,848					
総社市	自家用	663	1,248	8	1,919	5	34	39	11,605	10,320	21,925	523	58	118	699	24,582	1,082	25,664					
	事業用	784	27	60	871	17	14	31	14	31	45	202	3	0	205	1,152	0	1,152					
	計	1,447	1,275	68	2,790	22	48	70	11,619	10,351	21,970	725	61	118	904	25,734	1,082	26,816					
高梁市	自家用	569	885	2	1,456	2	30	32	4,175	4,117	8,292	304	80	171	555	10,335	485	10,820					
	事業用	325	31	36	392	47	20	67	13	22	35	132	1	0	133	627	0	627					
	計	894	916	38	1,848	49	50	99	4,188	4,139	8,327	436	81	171	688	10,962	485	11,447					
新見市	自家用	656	795	3	1,454	3	54	57	4,321	4,295	8,616	320	68	208	596	10,723	437	11,160					
	事業用	240	9	20	269	30	16	46	7	25	32	112	1	0	113	460	0	460					
	計	896	804	23	1,723	33	70	103	4,328	4,320	8,648	432	69	208	709	11,183	437	11,620					
備前市	自家用	413	801	3	1,217	0	32	40	5,726	5,541	11,267	317	46	346	709	13,233	527	13,760					
	事業用	701	21	76	798	0	0	0	5	15	20	120	2	5	127	945	0	945					
	計	1,114	822	79	2,015	8	32	40	5,731	5,556	11,287	437	48	351	836	14,178	527	14,705					
瀬戸内市	自家用	461	684	0	1,145	8	25	33	6,188	5,690	11,878	244	54	82	380	13,436	600	14,036					
	事業用	662	40	46	748	32	14	46	22	20	42	105	7	0	112	948	0	948					
	計	1,123	724	46	1,893	40	39	79	6,210	5,710	11,920	349	61	82	492	14,384	600	14,984					
赤松市	自家用	534	952	3	1,489	2	24	26	7,760	6,928	14,688	267	42	106	415	16,618	702	17,320					
	事業用	417	8	56	481	0	1	12	19	31	18	1	0	19	532	0	532						
	計	951	960	59	1,970	2	25	27	7,772	6,947	14,719	285	43	106	434	17,150	702	17,852					
美作市	自家用	593	850	4	1,447	12	58	70	4,506	4,506	9,012	300	59	123	482	11,011	571	11,582					
	事業用	180	9	7	196	16	18	34	6	19	25	27	2	0	29	284	1	285					
	計	773	859	11	1,643	28	76	104	4,512	4,525	9,037	327	61	123	511	11,295	572	11,867					
真庭市	自家用	888	1,284	10	2,182	11	39	50	6,969	7,113	14,082	483	86	331	900	17,214	994	18,208					
	事業用	390	28	27	445	26	52	17	28	45	93	2	0	95	637	0	637						
	計	1,278	1,312	37	2,627	37	65	102	6,986	7,141	14,127	576	88	331	995	17,851	994	18,845					
浅口市	自家用	312	495	3	810	1	24	25	5,309	4,937	10,246	176	20	40	236	11,317	504	11,821					
	事業用	182	15	7	204	9	16	25	9	29	38	136	0	0	136	403	0	403					
	計	494	510	10	1,014	10	40	50	5,318	4,966	10,284	312	20	40	372	11,720	504	12,224					
和気郡	自家用	242	358	2	602	0	21	21	2,180	2,130	4,310	122	16	43	181	5,114	186	5,300					
和気町	事業用	147	12	37	196	0	0	0	5	10	15	38	0	2	40	251	0	251					
都窪郡	計	389	370	39	798	0	21	21	2,185	2,140	4,325	160	16	45	221	5,365	186	5,551					
早島町	自家用	241	684	2	927	0	3	3	2,453	2,244	4,697	121	17	43	181	5,808	174	5,982					
浅口郡	事業用	322	35	3	360	9	5	14	7	22	29	240	2	0	242	645	0	645					
里庄町	計	563	719	5	1,287	9	8	17	2,460	2,266	4,726	361	19	43	423	6,453	174	6,627					
小田郡	自家用	78	163	0	241	0	5	5	1,776	1,602	3,378	55	9	6	70	3,694	165	3,859					
矢掛町	事業用	62	1	0	63	0	0	0	0	13	13	7	0	0	7	83	0	83					
真庭郡	計	140	164	0	304	0	5	5	1,776	1,615	3,391	62	9	6	77	3,777	165	3,942					
新住村	自家用	238	364	2	604	0	4	4	2,049	2,053	4,102	87	19	46	152	4,862	206	5,068					
吉田郡	事業用	154	5	14	173	24	23	47	1	12	13	28	0	1	29	262	0	262					
鏡野町	計	392	369	16	777	24	27	51	2,050	2,065	4,115	115	19	47	181	5,124	206	5,330					
勝田郡	自家用	38	18	0	56	0	3	3	149	140	289	11	2	9	22	370	12	382					
勝田町	事業用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1					
奈義町	計	38	18	0	56	0	3	3	149	140	289	12	2	9	23	371	12	383					
英田郡	自家用	257	381	1	639	5	29	34	2,087	2,001	4,088	110	32	100	242	5,003	254	5,257					
西粟倉村	事業用	100	5	20	125	6																	

整備関係業務

検査申請台数の推移

項目 \ 年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
検査対象車両数	798,199	791,873	796,757	799,247	802,916	800,354	802,203	800,776	800,700	807,229
新規	型式指定	47,595	41,423	46,375	47,683	47,781	45,695	42,134	38,172	41,382
	指定整備	6,595	6,664	7,489	7,774	8,290	8,177	8,858	8,401	7,666
	一般	12,383	11,579	11,014	10,353	10,821	10,536	10,550	9,292	8,067
	小計	66,573	59,666	64,878	65,810	66,892	64,408	61,542	55,865	57,115
継続	指定整備	279,332	281,147	281,518	291,167	289,166	287,127	297,109	296,505	304,132
	一般	67,036	65,585	60,372	59,852	56,805	55,336	57,943	57,205	59,371
	小計	346,368	346,732	341,890	351,019	345,971	342,463	355,052	353,710	363,503
その他の計	15,407	15,390	16,164	16,453	13,815	15,800	13,516	13,852	14,695	15,739
総検査件数	428,348	421,788	422,932	433,282	426,678	414,063	430,110	423,427	435,313	425,369
実検査件数	94,826	92,554	87,550	86,658	81,441	83,300	82,009	80,349	82,133	78,791

整備関係諸数の推移



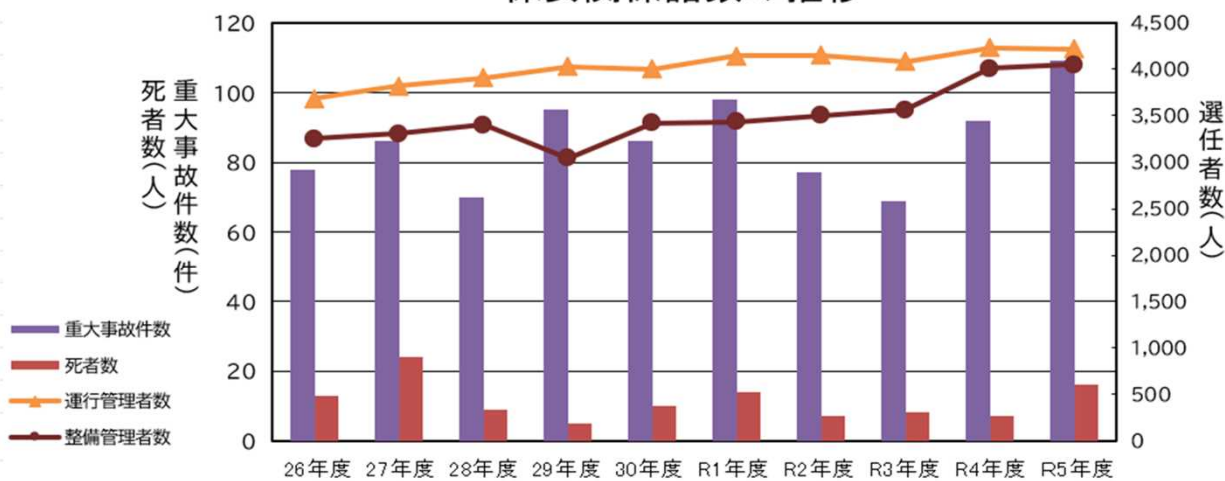
認証工場数	1,823	1,829	1,831	1,850	1,855	1,856	1,856	1,855	1,853	1,868
指定工場数	691	692	701	710	714	724	727	726	730	735
整備主任者数	4,788	4,793	4,783	4,812	4,831	4,804	4,767	4,640	4,703	4,722
自動車検査員数	2,149	2,170	2,213	2,212	2,235	2,331	2,221	2,226	2,274	2,255

自動車整備事業者へ法令の周知徹底、点検・整備・検査の質向上を図るための定期的な研修会や事業者への立ち入り監査を実施し、事業の適切な運営等について指導・監督を行っています。

※ 重大事故件数、死者数は年統計とする

保安関係業務

保安関係諸数の推移



重大事故件数※1	78	86	70	95	86	98	77	69	92	109
死者数 ※1	13	24	9	5	10	14	7	8	7	16
運行管理者数	3,681	3,820	3,908	4,030	4,003	4,144	4,146	4,081	4,233	4,215
整備管理者数※2	3,254	3,305	3,400	3,041	3,422	3,433	3,504	3,562	4,008	4,050

重大事故とは自動車事故報告規則第2条に規定する事故をいいます。

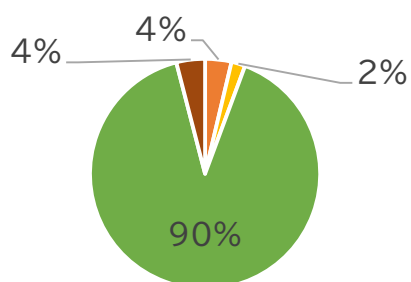
※ 重大事故件数、死者数は年統計とする

内航海運業統計資料

岡山県の内航海運

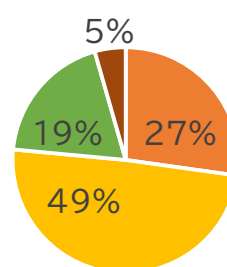
(令和6年3月31日現在)

運送業(総トン数)



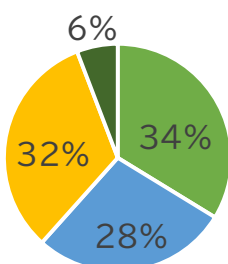
■ 貨物船 ■ 曳船 ■ 台船・はしけ ■ その他

貸渡業(総トン数)



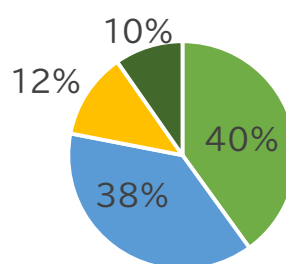
■ 貨物船 ■ 油送船 ■ 特殊タンク船 ■ その他

運送業(隻数)



■ 貨物船 ■ 曳船 ■ 台船・はしけ ■ その他

貸渡業(隻数)



■ 貨物船 ■ 油送船 ■ 特殊タンク船 ■ その他

運送業(総トン数)		隻数	貸渡業(総トン数)		隻数
貨物船	2036.16	30	貨物船	17734.43	66
曳船	1197.55	26	油送船	31064.99	60
台船・はしけ	52380.07	27	特殊タンク船	11641.00	20
その他	2460.89	7	その他	1704.70	12
合計	58074.67	90	合計	62145.12	158

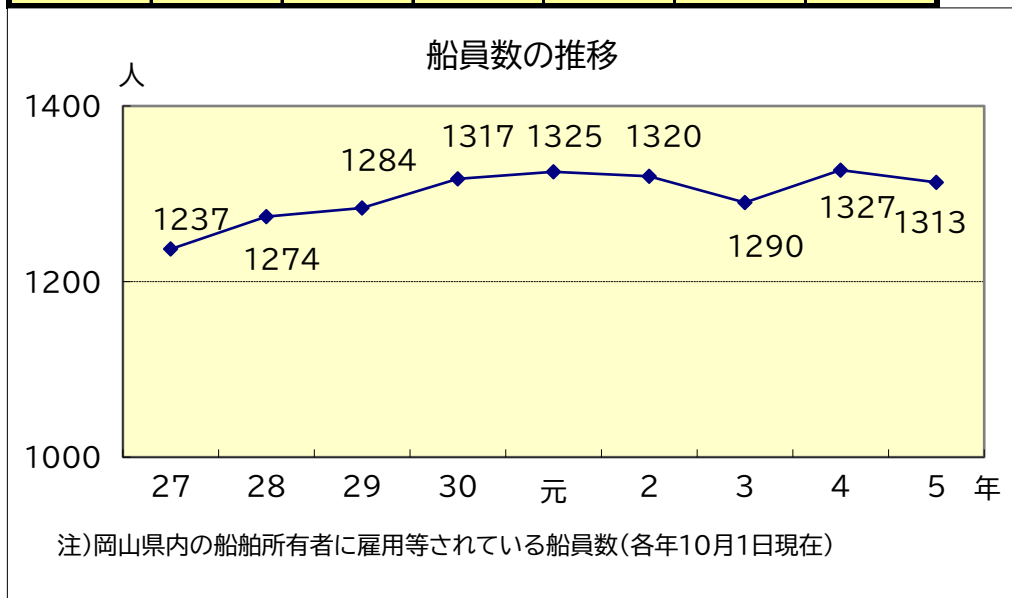
岡山県内の船員の現状

岡山県内の船舶所有者に雇用されている船員数は家族船員を含めて1,313人となっています。また、その災害疾病発生状況は、災害は、年間10件前後で推移しています。

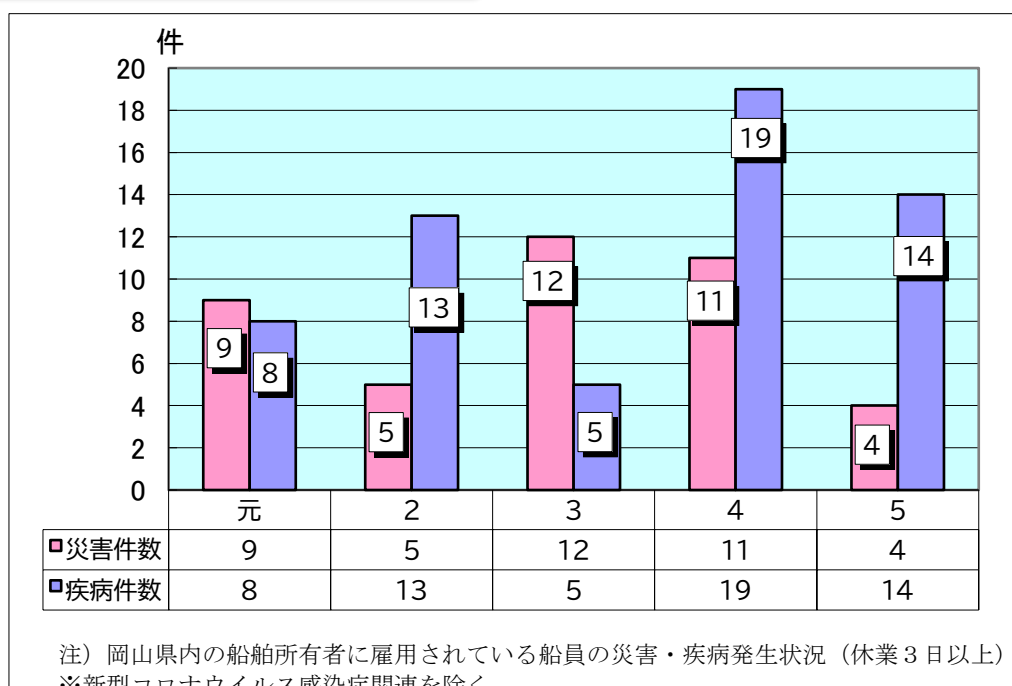
岡山県内の船舶所有者数、船員数等の現状と推移

令和5年10月1日現在

船舶所有者数		隻数	総トン数	船員数(人)		
対象事業者数	報告事業者			雇用船員	家族船員	合計
109	106	283	93,519	1,268	45	1,313

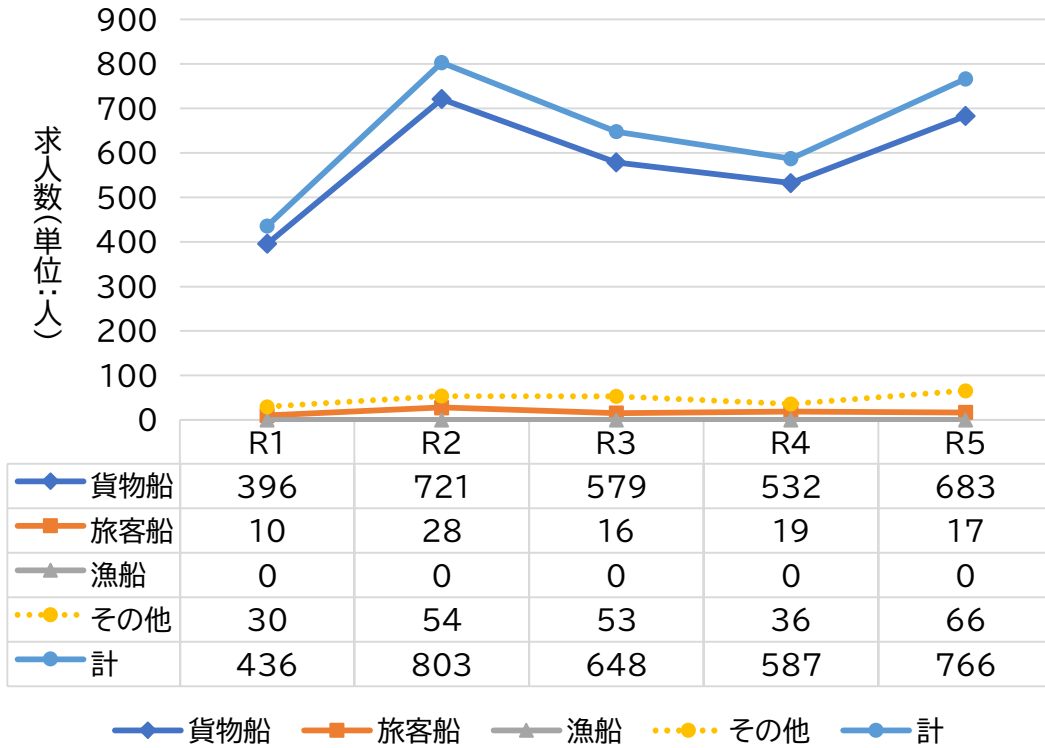


岡山県内の船員災害・疾病状況

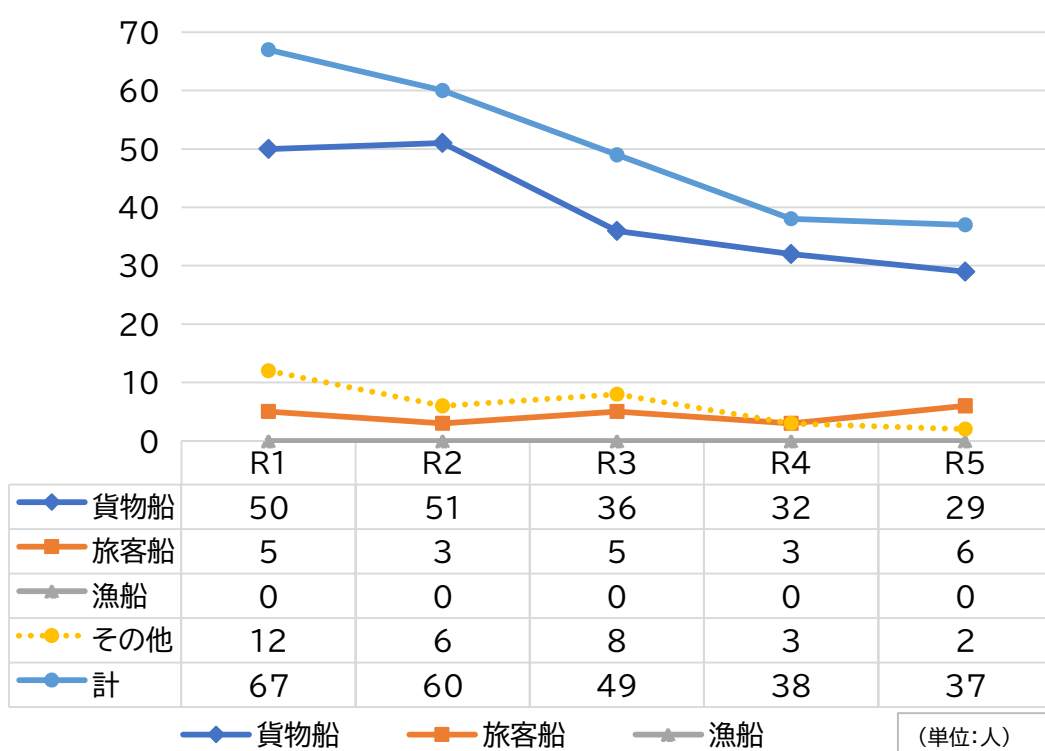


求人・求職状況

船種別求人状況と推移(岡山県)



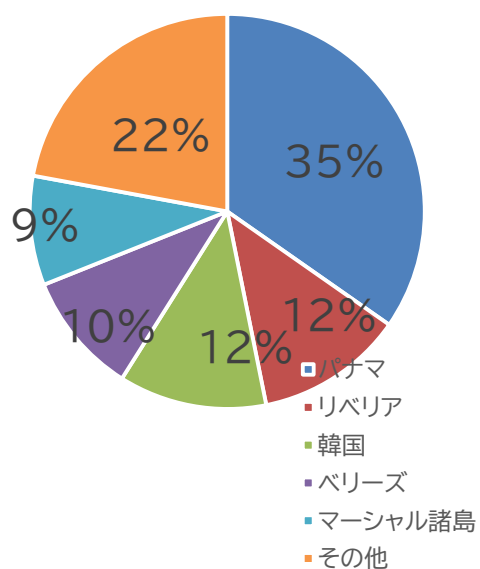
船種別求職状況と推移(岡山県)



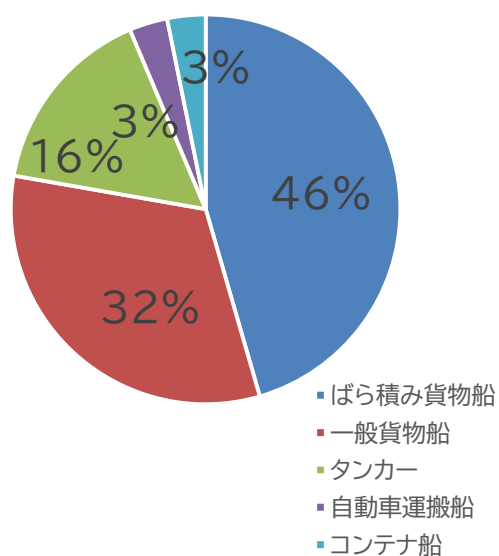
外国船舶監督実績

水島地区は全国有数の工業地域として製鉄所や製油所、化学薬品工場などが集積し、関連貨物の輸出入のため様々な種類の船舶が出入りしており、船舶の国籍も様々です。

令和5年度監督実施船舶
国籍別割合



令和5年度監督実施船舶
船種別割合



岡山運輸支局・ 中国検査部 岡山事務所の概況

岡山運輸支局・中国検査部岡山事務所の概況

沿革

昭22.3 広島鉄道局
岡山自動車事務所
22.6 岡山市上石井に移転
23.1 岡山道路運送監理事務所を設置
24.6 広島陸運局
24.11 岡山県陸運事務所を設置
32.8 岡山市桑田町に移転
34.1 岡山市西田町に移転
39.4 岡山市藤原に移転

大11.5 広島通信局海事部玉野分室設置
昭8.8 出張所に変更
16.12 神戸海務局玉野支局に改正
18.11 運輸通信省神戸海運局玉野海運支局に改正
19.6 神戸海運局玉野支局に改称
19.11 広島海運局玉野支局に改称
20.6 運輸省中国海運局玉野支局に改称
22.11 支局に14出張所を設置
26.6 日生など3出張所を廃止
27.8 山田など6出張所を廃止
33.1 牛窓出張所を廃止
39.4 水島出張所を設置
45.4 岡山など4出張所を廃止
46.4 玉野港湾合同庁舎に移転
48.4 水島出張所、支局に昇格

昭39.4 中国海運局玉野支局水島出張所を設置
48.4 中国海運局水島支局に昇格
54.3 水島港湾合同庁舎2号館に移転

昭和59年7月 中国海運局と広島陸運局を統合して中国運輸局発足

中国運輸局
岡山陸運支局

中国運輸局
玉野海運支局

中国運輸局
水島海運支局

平成13年1月 中央省庁再編により国土交通省に組織変更

平成14年7月 地方運輸局組織改正

中国運輸局岡山運輸支局

本庁舎

玉野庁舎

水島海事事務所

平成14年7月

自動車検査のうち「検査場における検査」の独立行政法人化

自動車検査独立行政法人
中国検査部岡山事務所

平成27年5月 本庁舎、中国検査部岡山事務所が岡山市北区富吉に移転

中国運輸局岡山運輸支局(52名)

令和7年1月1日現在

本庁舎
(31名)

玉野庁舎
(12名)

水島海事事務所
(9名)

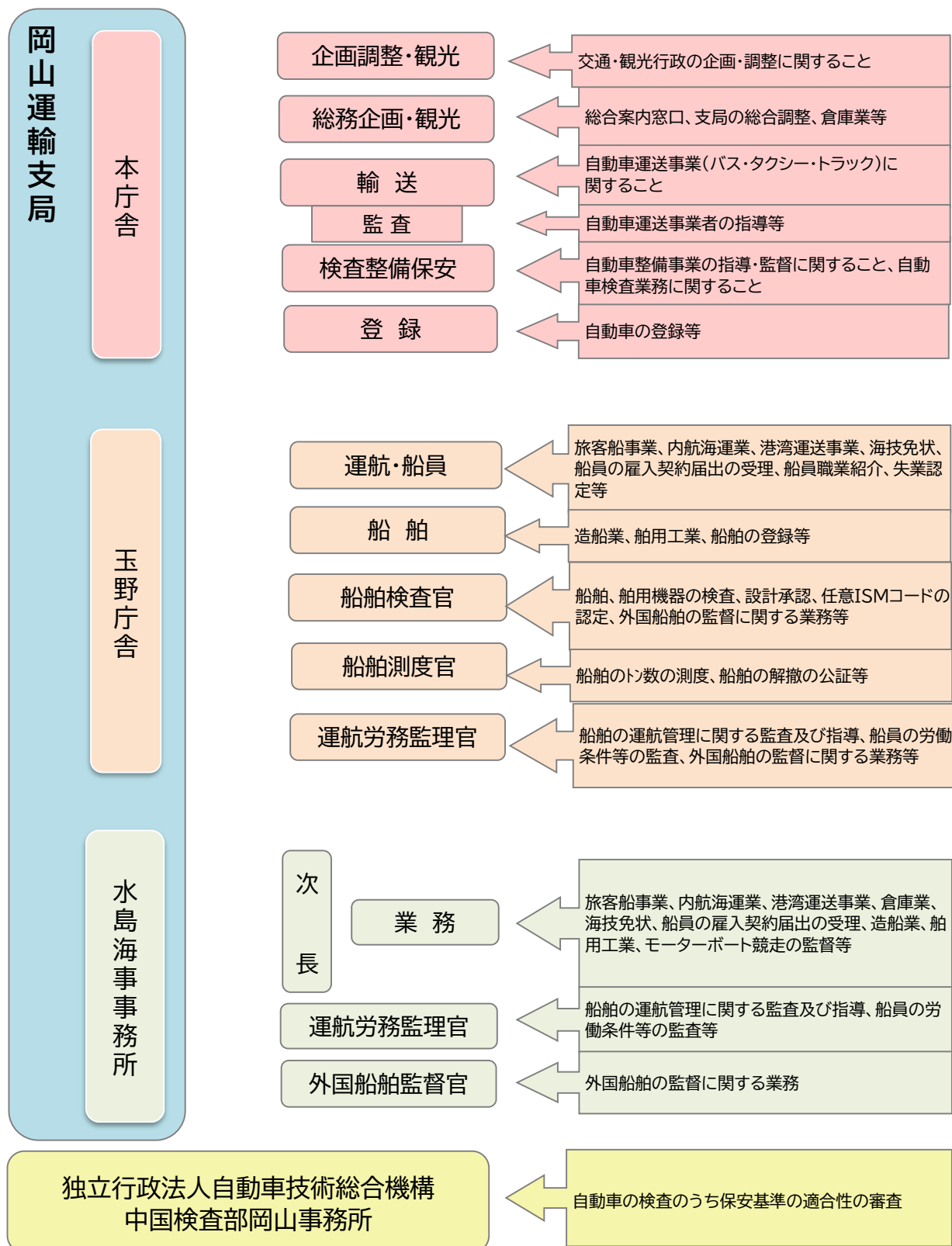
平成28年4月

自動車検査独立行政法人と交通安全環境研究所が統合

独立行政法人自動車技術総合機構
中国検査部岡山事務所 (13名)
令和7年1月1日現在

組織及び主な業務

県単位の交通・観光行政の出先機関として、自動車・海事関係業務や、観光に関する業務等を総合的に取り扱います。



中国運輸局

陸上交通担当庁舎

船舶・船員に関するお問い合わせ・手続きは、以下の庁舎では受け付けておりませんので、玉野庁舎または水島海事事務所へお問い合わせください。

岡山運輸支局(本庁舎)

〒701-1133 岡山市北区富吉5301-5

総務企画・観光(総合案内窓口)

TEL 086-286-8121

輸送 監査

TEL 086-286-8122

登録

TEL 050-5540-2072 (音声案内:037)

整備(検査担当)

TEL 086-286-8153

整備(事業 保安担当)

TEL 086-286-8155

管轄区域:岡山県

※ただし倉庫業については 水島海事事務所の管轄区域を除いた範囲

アクセス:JR山陽本線岡山駅東口バスターミナル6番のりばで中鉄バス
「リサーチパーク 行」に乗車、「工業技術センター」下車、徒歩5分

海事業務担当庁舎

自動車に関するお問い合わせ・手続きは、以下の庁舎では受け付けておりませんので、本庁舎へお問い合わせください。

岡山運輸支局(玉野庁舎)

〒706-0011 玉野市宇野1-8-2 玉野港湾合同庁舎

運航・船員(総合案内窓口)、

船舶、船舶検査官、船舶測度官、

運航労務監理官

TEL 0863-31-4266

管轄区域:岡山県(水島海事事務所の管轄区域を除く。)

※ただし船舶検査業務・船舶登録測度業務・船員職業安定業務については、岡山県全県

アクセス:JR宇野線宇野駅下車 徒歩10分

所在地・連絡先・管轄

海事業務担当庁舎

自動車に関するお問い合わせ・手続きは、以下の庁舎では受け付けておりませんので、本庁舎へお問い合わせください。

岡山運輸支局 水島海事事務所

〒712-8056 倉敷市水島福崎町2-15 水島港湾合同庁舎

業務(総合案内窓口)、
運航労務監理官、外国船舶監督官

TEL 086-444-7750

管轄区域:倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、都窪郡、浅口郡及び小田郡
アクセス:JR山陽本線倉敷駅で水島臨海鉄道に乗換え後、
水島駅下車 徒歩10分

独立行政法人自動車技術総合機構

中国検査部岡山事務所

〒701-1133 岡山市北区富吉5301-5

TEL 086-286-8333

アクセス:JR山陽本線岡山駅東口バスターミナル6番のりばで中鉄バス
「リサーチパーク 行」に乗車、「工業技術センター」下車、徒歩5分



岡山県内の運輸支局等(中国運輸局HP)
地図などの詳細はこちら



岡山県の運輸産業

令和6年度版
令和7年3月

監修 国土交通省中国運輸局岡山運輸支局

本紙について、ご意見・お問い合わせ事項等ございましたら、
下記までご連絡をお願いいたします。

〒701-1133
岡山県岡山市北区富吉5301-5
中国運輸局岡山運輸支局 総務企画・観光担当(総合案内窓口)
TEL:086-286-8121(自動音声案内:「44」)
